

3月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 青 木 | 知 之 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 | 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 下 | 和 久 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 | 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 新型コロナウイルス対策はほか 大森茂彦 議員
(2) 商工業の振興についてほか 玉川清史 議員
(3) SDGs（持続可能な開発目標）についてほか 祢津明子 議員

第 2 議案第 3 号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 4 号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 5 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 6 号 坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 8 号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 9 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 10 号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 11 号 坂城町公民館条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 12 号 令和 2 年度坂城町一般会計予算について

第 12 議案第 13 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 13 議案第 14 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 14 議案第 15 号 令和 2 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 15 議案第 16 号 令和 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。会議に入る前に申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 9 年が経過いたしました。この未曾有の大災害の犠牲になられた皆さんに対し哀悼の意を表するため、午後 2 時 46 分に 1 分間の黙祷をささげたいと思います。議員各位、理事者等のご理解をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 初めに、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

1といたしまして、「新型コロナウイルス対策は」についてであります。

新型コロナウイルスで日本中が不安に駆られています。クルーズ船での対応が不十分で後手に回り、全国に広がっております。医療体制、検査体制の遅れで国民の早く検査を受けたいという願いに応えることができていません。その上、安倍首相は専門家や文科省の意見も聞かず、独断で全国の小中学校の一律休校にしたことは、ますます混乱を招いているのではないのでしょうか。休校を決定するのは、学校設置者である地方自治体であり、教育委員会であります。地方自治法を無視して国は一方的に決定するのは、戦前への回帰となるのではないかと心配するところがあります。さらに安倍政権は、新型コロナウイルスの対策に対して、この新型コロナ特措法を作ろうとして、今日にも国会へ上程しようとしております。この間、既にある新型インフルエンザ特別措置法に基づく措置を、新型コロナウイルス対策に適応してきております。法改正の立法事由はなく、法改正は断念すべきだと思います。新型コロナ特別法ができれば、国民の自由やあるいは財産なども規制されたり、そしてこの措置は、日本国憲法にも反する内容となります。この新型コロナ特措法ができれば、ますます安倍首相に特権を与えることになるのではないかと心配するところがあります。

この間、突然なことでありまして、町内の子どもをもつ保護者の皆さんも、大変対応に苦慮されたことと思います。私も何人かの先生にお話を伺いました。この3月、1年間のまとめの月で、一番大事な時に子どもに会えない、大変つらい思いだ。そして、また別の方は、この3月にまだ教えていない未履修の点についてはどうするのかとお聞きしたら、新年度で補修するようになるだろうというふうにおっしゃってございました。また別の先生は、3月中に通知表を一人一人に渡す時間だけは確保したい、このようなお気持ちも話していただきました。そして、受け持ちの子どもの生活については、保護者とメールなどで様子を確認して、このように先生方も対応が大変なようであります。

そこで、お尋ねするわけですが、あまりにも唐突な休校措置、この理由について答弁を求めます。そして、まだ教わっていないこの教科の履修については、どのように対応を考えていらっしゃるのか。そして、この期間中、先生方の負担について、教育委員会としてどのような指示が出されているのか、これについての答弁を求めます。

ロといたしまして、児童館の対応は。

急な休みになり、児童館の来館の学童の状況はどのようになっているか。そして、早朝より夕

方まで、指導員の方は長い時間の勤務をすることになりますが、この交代要員あるいはそれをフォローする方、このような確保についてはどのようにしているのか。また、児童館ではリスクが学校よりも大きいのではないかと心配するところでもあります。これは、学校では授業時間は机から離れない、椅子に座っている、そして両方の通路がある、このように一定の幅をもった生活行っているわけです。ところが、児童館では自由に動き回り、そして子ども達との取っ組み合いやら、あるいはけんかもあるでしょう、こういうような中で、果たして児童館が安全かと、このことも心配しているところでもあります。

ハといたしまして、松本南から松本地域、南牧村で発症が確認されておりますけれども、町では行政無線で注意喚起を流しております。町内での状況はどうなのか、これまでの相談状況、そして町民からの発症が確認されたときの対応は、その手順はどのようにされるのかご答弁をお願いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

教育長（清水君） 1つ目の「新型コロナウイルス対策は」のイ、小中学校の一斉休校の対応についてお答えいたします。

小中学校臨時休業の対応につきましては、先日の山城議員さんにお答えしたものと重複するところもございますが、よろしく願いいたします。

2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子ども達の健康・安全を第一に考え、感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する」といった方針が決定し、同日夕方、内閣総理大臣から発表されました。

これを踏まえ、町教育委員会では午後7時に、翌日、児童生徒が登校した後、緊急対応検討会を開催することを決定し、あわせて学校からは、児童生徒及びその保護者に対してどのような対応となるか不明であるが、明日、その対応についてお知らせをすること、また、荷物の持ち帰りもできるよう大きめの袋等の持参について、すぐメールにより連絡をしたところでございます。

翌2月28日の朝、庁内において学校臨時休業に伴う対応等について協議し、午前9時半から小中学校長、総括児童館長、給食センター所長と私、事務局が出席し、緊急対応検討会を開催いたしました。

会議では、児童生徒の健康・安全を第一に考えることは大切であるが、それと同時に、児童生徒の気持ちの準備をするための時間が必要ではないかとの方向が示され、3月2日朝からの休業ではなく、2日午後からの休業とすることとし、児童生徒が落ち着いた状態で臨時休業を迎えられるよう配慮いたしましたところでございます。

同日、文部科学事務次官から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等

学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が発出され、長野県教育委員会を經由し、通知されました。

内容といたしましては、臨時休業を行う場合における配慮として、保健管理に関すること、教育課程に関すること等について示され、中でも教育課程に関する事項といたしましては、「児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること」等について示されました。

これらを受け、町における臨時休業中の子ども達への対応といたしますと、人込みの多い場所や不要不急の外出は避けること、帰宅時や食事前などは、こまめに石けんなどで手洗いやうがいをし、予防に努めること、発熱などの風邪の症状が見られる場合は、安静にして休養と水分補給に努めることなど、基本的な対策について再確認がされました。

また、学習面においては、通常の課題として出される春休み帳に加え、新たにプリントなどを配布し、1年間の復習を臨時休業期間中に行えるよう指導することといたしました。

なお、臨時休業期間中は、学級担任が電話連絡又は家庭訪問により健康状態などの確認を行うこととし、特に中学3年生については、学習面において不明な点がある場合は、個別に連絡を取り合い対応することといたしました。

また、文部科学省より、「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時間数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとされない」と示されました。

坂城町の状況といたしましては、必修科目での標準授業時間はほぼ終了しており、必修科目以外の体育、音楽、図工が若干残っている状況でございますので、未履修教科の履修については見込まなくてもよいと考えております。

臨時休業期間中の教員の対応といたしましては、学級担任から電話連絡あるいは家庭訪問により健康状態などの確認を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによる教育相談についても行う予定としております。

また、児童生徒の学籍や指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導や外部に対する証明等に役立たせるための原本となる指導要録の作成、新年度準備のため、学校ごとの教育方針、組織と運営、学校管理、学習の時間、諸教育等をまとめた学校基本計画の作成、教室移動や校内の引っ越し、学年が変わることにより不安定となる児童や保護者を対象とした教育相談や面談等、様々な業務を行っております。

3月2日の登校日におきましては、小学校においては、各教室において放送により校長からの話を実施し、子ども達に改めて臨時休業に至った経過や臨時休業中の過ごし方などについて学校長から説明をいたしました。

卒業式につきましては、現在のところ中学校が3月17日、小学校は18日と開催日は予定どおりとしておりますが、規模を縮小し、出席者は卒業生、保護者そして教職員、来賓は町、町議会、PTAのそれぞれ代表者のみで、祝辞は行わず紹介のみとさせていただくこととしており、また、登校日に関しましては、中学校は3月17日、小学校は18日の午後もしくは19日を予定しております。

今回の緊急な対応につきましては、子ども達の健康・安全を第一に考えるとともに、限られた時間の中で児童・生徒及び保護者に対し、少しでも早くお知らせする必要があったわけですが、保護者の皆様のご理解のもと、今後も学校現場と連携する中で、適切な対応となりますよう取り組んでまいりたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、口、「児童館の対応は」のご質問についてお答えいたします。

小学校、中学校等における全国一斉の臨時休業を要請する内閣総理大臣からの方針を受け、緊急対応検討会、こちらでは小中学校の休業等の検討とあわせ、児童館、放課後児童クラブの対応についての検討も行い、3月3日から3月18日までの間、午前開館をすることといたしました。

今回の児童館の開館は緊急対応であることから、登録児童を含め、可能な限り家庭での対応についてご協力をお願いすることとし、家庭等での見守りが困難な児童については、学校の長期休業時に開館する時間帯と同じ、午前8時から午後6時半までの間で受け入れを行うことといたしました。

この期間に児童館利用を希望される場合は、利用前に朝の検温結果を報告していただくと同時に、緊急時の対応ができるよう、連絡先などを確認させていただいております。

児童館の1日開館といたしました3月3日からの利用状況でございますが、3児童館の合計人数で、初日の3日は34人、4日は40人、5日は37人、6日は33人、9日は34人、そして10日は42人となっております。

現在登録されております放課後児童クラブの児童数からいたしますと、通常利用する人数の約3分の1ほどの利用状況となっており、今回の感染防止という主旨から、保護者のご理解とご協力により、各家庭等において対応がなされているものと考えております。

また、児童館において対応いたします指導員、職員の確保についてでございますが、館長、支援員のほか、午前開館にあたりましては、各学校に配置している支援員を活用し、児童館で児童の生活面での支援や学習指導にあたっております。

このような対応につきましては、日ごろの学校生活で慣れ親しんでいる学校支援員が加わることで、児童も精神的にリラックスでき、安心して活動に取り組んでいる状況と推察しております。

現在のところ、通常の長期休み等の職員体制よりも多い人数が確保できており、子ども達が1カ所に集中することがないように小グループに分かれた活動を心がけ、それぞれに支援員がつい

て対応にあたっております。

例えば、館内で過ごす場合には、学習や読書、昼食時には児童一人一人の間隔を取り、十分な空間が確保できるよう注意しております。また、アルコール消毒液を追加し、ドアノブなどの除菌をこまめに行い、衛生面からも清潔な状態を保てるよう努めております。

現時点では、利用人数も少人数で推移しており、大きな混乱もない状況ではありますが、こまめに部屋の換気を行い、手洗い、うがい等の指導を徹底し、今後の利用状況を見ながら、必要に応じ学校の体育館を利用するなど学校と連携を図り、子どもの安全を第一に取り組んでまいりたいと考えております。

保健センター所長（細田さん） 続きまして、ハ、「町民への対応は」のご質問についてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスに関する町への相談状況については、感染が疑われるときの相談先はどこかなど今までに4件で、いずれも内容をお聞きする中で必要な相談機関等を案内するなどの対応をしたところでございます。

また、県においては、住民の方から一般相談窓口として24時間対応の専用ダイヤルが設置され、国においても9時から21時までのフリーダイヤルで対応しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方の有症状者相談窓口として、県内各保健福祉事務所などに専用ダイヤルが設置され、24時間体制で対応にあたっていることから、町への問い合わせは少ないものと考えております。

町といたしましても、新型コロナウイルスについては、ウイルスの特性等も解明されておらず、相談内容によっては専門性の高い対応を求められることから、町ホームページ、すぐメール、また、「広報さかき」により、国や県の専用相談窓口を周知しているところでございます。

次に、町民からの発症が確認された時の対応と手順についてでございますが、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づく指定感染症となっており、「感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、また、感染症の患者への入院勧告・入院措置の実施については、都道府県知事が行う」と規定されていることから、町内で感染者が確認された際にも、基本的な対応は県において行うこととなります。ただし、「感染症の病原体に汚染された場所等の消毒については、原則として当該患者もしくはその保護者、または、その場所の管理者もしくはその代理者が行う」とされていますが、「都道府県知事が、その実施が困難であると認めるときは市町村に消毒するよう指示し、または、当該都道府県の職員に消毒させることができる」とされていることから、今後の感染の状況によっては、町において実施することも想定されるところでございます。

現状におきましては、感染の有無を調べる検査は、行政検査として県の管理のもとで行われ、感染症の発生状況等の情報については、個人情報保護に留意する中で国及び県から公表される

ことから、市町村が具体的な感染者の情報を得ることは難しく、個々の市町村に感染者に関する情報が必ずしも伝えられるかどうかは不透明な状況となっております。

また、新型コロナウイルスの対策としては、さらなる感染拡大に備え、法改正や新たな支援策の決定、ウイルス検査体制の拡充など日々変化しており、町の対応につきましても今後変わってくるものと考えます。

いずれにいたしましても、県と緊密な連携を図り、その時々で必要な対応をとってまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） それぞれの担当課長等から答弁をいただきました。

小中学校の対応ということでありますけれども、中学に対しては学習面での相談も受けているという報告でございました。また、子どもたち、児童たちの精神面等の支援をするという意味で、必要に応じてスクールカウンセラーも派遣するというようなところまで対応されるということにはなっているということです、それなりに対応はされてきているということです。

あと、児童館の関係では、登録児童よりも本当に少なく、それぞれの家庭で対応されているということになっていて、この点については、今のところ発症といたしますか、そういう状況も出ていないということで、これについても一応の対応ができているのかなというふうには思います。

また、町民への対応について、発症しても町へは知らされない可能性もあるというような答弁がありました。これも、松本でも松本管内というざくっとしたことしか出てきていません。今回、もう一つは、南牧村については具体的に感染経路まで明確にされてきているということもありますけれども、これについても町の保健センターがタッチするという状況にはなっていないということで、当然、県が主体的にこれらについて対応をしていくということでございますので、やはり、コロナウイルスに感染しないこの対応についての喚起を引き続き求めてまいりたいというふうに思います。

次に、教育の関係で、学校を休校にしたことについては、これは国からあるいは安倍総理からそういう指示が来たから、しょうがない、やるかということなのか、それとも、町の教育委員会で検討し、自主的に行ったかということについては、ちょっと確認したいというのは、よろしく申し上げます。

教育長（清水君） ただいまの大森議員さんの再質問についてお答えいたします。

公立学校の休業日については、学校教育法の施行令第29条によりまして、「市町村または都道府県の設置する学校にあたっては、当該市町村または都道府県の教育委員会が定める」と、そういうふうにと定められております。総理大臣からそういう要請があったわけでございますが、最終的には各学校の校長をその会議に呼びまして、一緒に学校のほうの対応として可能かどうかというようなことも勘案しまして、最終的には町の教育委員会のほうでそれは決めました。

14番（大森君） 教育委員会からの確認ができましたので、次の質問にまいりたいと思います。

2といたしまして、スマートタウン構想についてお尋ねいたします。

これだけでも半分の時間を取ってしまいましたけども、これも簡潔にご答弁願いたいというふうに思います。

当町においてエネルギー政策は、平成17年の2月に発行した坂城町地域新エネルギービジョン策定事業報告書、そして平成24年3月にはスマートコミュニティ構想普及支援事業成果報告書、さらに人口減少に歯止めをかけ、快適で住みよい環境を確保するため、「坂城町第5次長期総合計画 後期基本計画」の策定とあわせ、平成28年から令和2年の5年間の町人口ビジョン、そして「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、事業実績に向けて取り組んできました。そして、住宅用の太陽光発電や蓄電池など、補助事業では一定の評価をするところではありますけども、スマートタウン構想というものについて、なかなかイメージがわからないというところがあります。ランドデザインがよく見えていないのじゃないかなというふうに私は思うんですが、この取り組みは、非常に息の長い取り組みで、環境とエネルギーの分野で原発に頼らない再生可能エネルギーの普及と環境に留意したごみなどの分別でCO₂の削減をどう進めていくか、このことも具体化されてくる必要があるのではないかと、スマートタウン構想、これについてどのようなものかご答弁を求めたいと思います。

次に、総合戦略の(2)の生活を実現する環境整備の項目で、テクノさかき工業団地のスマート工業団地化事業では、総合評価でCの判定を受けておりますけども、今後これについての事業はどのような対応をされるのか、これについての答弁を求めたいと思います。

口といたしまして、昨年12月に国連の気候変動枠組条約第25回締結国会議「COP25」がスペインで開催されました。しかし、パリ協定の運用ルールの一つである温室効果ガスの削減量の国際取引については合意できないで、今年のCOP26に先送りされたということになります。この時には、子ども達が呼びかけたグローバル気候マーチは世界の158カ国の2,400都市で、日本では25都府県で取り组まれました。気候変動の影響を受けるのは自分たちだという若い世代の訴えは切実であります。しかし、日本政府は、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする期限を示していません。さらに、日本が石炭火力発電所に固執する姿勢が化石賞を2回も受賞するという不名誉な状況であります。

また、国内では壱岐市で昨年9月、そして県内では白馬村、次いで長野県が気候変動事態宣言を行いました。特に長野県は、県内の市町村に賛同を呼びかけていますが、私が準備したときには町の名前は挙がっておりませんでした。これについて具体的にはどうだったのかお尋ねします。

また、COP25では、2050年までに二酸化炭素などの排出を実質ゼロにするということで、今年の排出削減の国別目標を見直し、与信的な目標引き上げを表明する国が121カ国に広がっております。これに応える自治体が気候非常事態宣言を行っているわけです。町もこの宣言ができないか答弁を求めます。

以上で、2回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから2番目としまして「スマートタウン構想について」、イとして「どんなまちづくりになるか」、ロ、「気候非常事態宣言について」のご質問がありました。

今、お話にはありましたけれども、スマートタウン構想については町全体の取り組みであります。昨日も中島議員さんから蓄電池の話もありました。住宅、それから工業団地、企業含めてのいろんな取り組みを、今、やっているところでございます。その状況につきましても、整理してお話申し上げたいと思っております。

先ほどもお話ありましたけれども、平成23年3月に発生しました東日本大震災における原子力発電所の事故をきっかけとしまして、坂城町では民生、公共、産業とあらゆる分野において安定的な電力供給を維持し、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用など、複合的に組み合わせた仕組みづくりを目指して、スマートタウン構想事業に取り組んでおります。

その中では、町民の暮らしにおける省エネルギー行動などによるライフスタイルの改革に向けた意識啓発とともに、各分野において具体的な取り組みを検討、実施していく中で歩みを進め、将来的にこれらが融合して町全体のスマート化につながることをイメージしているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、民生の部分では、住宅用のスマートエネルギー設備導入に対する支援を行い、太陽光発電設備だけでなく、蓄電池設備やHEMS（へムス）というホームエネルギーマネジメントシステム、こういったメニューも加える中で、各家庭における自立分散型のエネルギーサイクルを実現するゼロエネルギーシステムの構築を目指して支援を行っております。

公共の分野につきましても、スマートタウン構想に向けた象徴的な位置付けを含めて、役場庁舎にバイオマスボイラーや再生可能エネルギー設備、蓄電設備を導入し、また、庁用車として電気自動車を導入するなど先導的な取り組みを実施してきたところであります。

また、今後の取り組みといたしましては、今年の台風19号、これは令和元年東日本台風でございますけど、この際の停電を教訓とする中で、地域の避難所となる町内小学校の体育館に自立分散型の蓄電設備や再生可能エネルギー設備の導入を進め、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時の電力供給を併せて実現できるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

産業の分野に関しましては、これまでテクノさかき工業団地のスマート工業団地化を目指し、実証実験などの調査をはじめ、具体的な事業化に向けて取り組みを行ってまいりました。平成28年度に行った事業の実現可能性調査で、「事業化の可能性あり」との調査結果が出たことを受けて、事業化に向けて団地内の企業、電力事業者と協議、調整を続けてきたほか、事業規模や採算性など実現に向けた検討を重ねてまいりました。

また、一方、平成29年度に、国の補助制度の改正により設備設置経費の財源として予定していた補助金が引き下げられてしまったことなどを受けて、改めて専門的な見地から電力事業者が詳細な調査を行った中で、この事業においては、このままでは採算が取れないと結論づけられました。その後も、様々なシミュレーションを行いました結論は変わらず、一括受電による電力供給を進める事業については、一旦ここで踏み留まらざるを得ないと判断をしたところでありませ

す。今後、テクノさかき工業団地の面積を拡張していく計画でありますので、拡張部分も含めた中で、工業団地のスマート化に向けた別の取り組みができないか検討してまいりたいと考えております。

続いて、「気候非常事態宣言を」とのご質問につきましては、令和元年9月に長崎県壱岐市が全国に先駆けて気候非常事態宣言をして以来、全国の複数の自治体で同様の宣言が行われ、地球温暖化対策に取り組む決意が表明されています。県内でも、現在までに県と千曲市、白馬村が独自に宣言を行っているところであります。

宣言を行った自治体におきましては、同時に地球温暖化対策に向けた具体的な取り組みを掲げているところでありますが、当町におきましては、早い段階からスマートタウン構想事業の取り組みの中で、各分野において再生可能エネルギーの導入などを進め、ごみの排出抑制などの取り組みも含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めてきたところであります。今後も引き続き、この構想の目的の一環として地球温暖化対策を進めていきたいと考えており、現時点において町として独自に宣言を行うことは考えておりません。

また、町といたしましては、まちづくり全体で推進する「SDGs」、持続可能な開発目標の環境面の目標やターゲットを達成していくための施策と位置付け、取り組んでまいりたいと考えております。

長野県は、昨年12月に行った気候非常事態宣言の中で、「2050年に県内での二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」と決意を表明し、これを達成するためには、県下市町村や民間企業等との連携が不可欠であるとしているところであり、先月末に県から市町村に対し宣言への賛同の呼びかけがありました。当町といたしましても、地球温暖化対策の推進に向けて既に一定の事業に取り組んでおり、今後もSDGsの目標達成に向けてより広域的な観点で取り組んでいくことが重要であるところから、今年3月に県の宣言に賛同する旨を県側に伝えたところであります。県の宣言には、3月10日の時点で当町を含め49の市町村が賛同している状況であります。地球温暖化の解決に向けては、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携して取り組むことが重要であると考えており、町といたしましても、その一員としてさらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） 「まち・人・しごと創生総合戦略」、ここでの一つの大きな目標2つです、

1つはスマート工業団地の取り組み、もう一つは民生といいますか住宅に再生可能エネルギー、太陽光発電の設置への補助をしていくと、もう一つは当然公共施設への導入ということでの3点揃えて取り組んでいくということになっています。これについても、息の長い取り組みでありますので、当然この工業団地をスマート化するという点については事業所の協力が不可欠なことでありますので、その点についても今後の中でよく協議をし、具体的に相談しながら進めていただきたいというふうに思うんですが、一番私はわからないというのが、昨日同僚議員が太陽光発電の質問の中で、町長が2.8メガワットの発電の機能は町内でできたという、それだけのものがあるわけです。これは私、初めて聞いたわけですけど、ほかの方はどうか、私の意識不足かもしれませんが、こういうのはやっぱりホームページなどで総合的にスマートタウン、町の構想について、具体的にこういうことになっている、こういう取り組みをして結果こうなっているという、このサイトがないんですね、みんなバラバラで。そのところで、一体町は何やっているのかということが目になかなか入ってこない、そういう意味で、やっぱりどういう町になっているのかという構想すら見えてこない、個々の事業については、いろんな成果を出しているというふうにおっしゃいますけども、それは総合的に確認できるということが必要だと思います。その点について、もう少しホームページなんかを整理できないか、ちょっと答弁願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えいたします。

いろんな取り組み、町がやっている取り組みの成果、そういったものについて町民にもっと知らせていったらどうかというご質問でありますけれども、町におきましても、一応スマートタウン構想の内容ですとか、そういったものについてはホームページに掲載をしているという状況でございます。あと、一部工業施設で太陽光発電等している部分については、その発電量等についてお知らせをしているという状況ではございますけれども、なかなか昨日ご答弁させていただいたような、町の総合的な部分等については、お知らせできていないという部分もありますので、今後さらに町の取り組みについてお知らせしていけるような形を考えてまいりたいというふうに考えております。

14番（大森君） あと、気候非常事態宣言について、町は宣言するということではないというふうに答弁いただきました。これだけの取り組みをしていて、宣言してもいいではないかという、千曲市等と比べればそれなりに進んでいるというか、取り組みがあるということから見れば、きちっと宣言をして、そして2050年で排出をゼロにすると、CO₂をゼロにすると、この目標に向かってそれぞれの産業もそして民生関係も、そして行政関係についても努力していくという一つの方向性、対応を一つ用意しないと、とりあえず5年間計画して見ましょう、また5年間計画して、10年計画していきましょと、そんなような形でしか進められない、長期にわたった2050年までにどういう町になるのか、CO₂削減にはどういうふうに準備していくのかとい

うところからいけば、やっぱり宣言をまず行って、そこへどう毎年取り組んでいくのかということが必要じゃないかというふうに思うんです。そのことについて、私は町長の今のご答弁では、結構消極的ではないかなというふうに思いますし、やっぱり日本政府や、あるいは国民や、あるいは地球上のいろんな皆さんにも坂城町についての考えをやっぱりアピールするということが必要だと思うんですが、その点についてもう一度ご答弁願いたいというふうに思います。

町長（山村君） 絶対やらないと言っているわけじゃないんです。今の状況で、ほかの先ほど申し上げた隣の市ですとか見ますと、具体的な目標が入っているんですけども、十分にそのぐらいのことは坂城町はやっていると思っております。それでももっと大きな長期的な目標でSDGsもあるし、いろいろありますので、例えばスマートタウンのスマートファクトリー工場関係、もう少し形になってきてからでもいいかなと思っております。要するに、これはいずれそのレベルの話はしなきゃいけないと思っているんですけども、慌ててやることはない、しかしながら県から問い合わせがありましたんで、大いに賛同するという答えをした段階だということです。

14番（大森君） わかりましたというか、やむを得ませんというか、そういう努力はぜひお願いしたいというふうに思います。

時間もちょっとありませんので、3といたしまして、加齢性難聴者の補聴器購入の補助制度を作ってほしいということで質問いたします。

イといたしまして、補聴器購入に助成を。

高齢に伴い耳が聞こえにくくなって、仕事や社会生活、日常生活に不便を来たしてくる、そして、そのため補聴器は必需品となるわけです。加齢性の難聴は、うつや認知症の原因とも言われております。しかし、補聴器はしっかりしたきちっとした物であれば平均価格で15万、これは両耳使いますのでこのぐらいの価格であるという、高価なものだということで、重度の難聴者には、障がい者の認定での購入に対する補助があります。しかし、そのレベルにいかない難聴者の皆さんについては、その助成対象から外されるということになっています。これを対象にするようにというふうになれば、国の考えも変えなきゃいけないんで、それは今後の課題といたしまして、とりあえず坂城町において高齢者が社会で生活する、また働いていくときの補聴器は必要だと思います。今後、これについてどのように対応するのか、また、そのことが可能なのか、研究・検討すべきと思いますけども、これについての答弁を求めたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 「加齢性難聴者の補聴器購入補助制度を」ということで、「補聴器購入に助成を」についてお答えをいたします。

加齢性難聴は加齢に伴い、耳の中で音を神経に伝える有毛細胞といわれる細胞が劣化あるいは減少することで聴力が低下していくもので、一度劣化したり減少した有毛細胞はもとに戻ることがないということがございます。したがって、医学的治療が困難とされているということがございます。

加齢性難聴では、電話の呼び出し音など高周波・高音域の低下が著しく、また、微妙な周波数の違いが分かりづらくなり、会話に使われる言葉の聞き取り能力が低下することが特徴と言われており、相手との会話がスムーズにできなくなるということから、人との会話を避けるなど、外部からの刺激が少なくなることで脳機能が低下し、認知症や孤立によるうつ状態に陥ってしまうリスクも指摘されているということでございます。日常生活や会話の改善には、専門医の診断に基づくご自身に合った補聴器の使用が有効とされています。

現在、ご質問もありましたけれども、補聴器の購入に対する公的な助成制度といたしましては、聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、障害者総合支援法に基づく補装具費として、品目や形状ごとに定められている基準額に応じ、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担する支給制度がございます。

支給にあたりましては、購入前に指定医師による意見書と購入品の見積書を添付の上、支給申請書を提出していただき、県立の総合リハビリテーションセンターにあります更生相談室の判定に基づき、支給を行っているということでございます。

補聴器購入に対する助成につきましては、こうした公的制度がありますので、現状におきましては、この制度の範囲内において対応をしまいるということでございます。聴覚障がいによる障害者手帳の交付要件に該当する方につきましては、手帳の取得により補聴器購入の助成だけではなく、各種料金等の割引なども対象となる場合がありますので、手帳の取得をお願いしたいと存じます。

しかしながら、ご質問にありますように、両耳の聴力が70デシベル以上とされる身体障害者手帳の聴力レベルには該当しない、いわゆる中度、軽度の難聴の方もおられます。こうした方のうち、18歳未満の方の補聴器購入につきましては、修学等への影響も考慮し、県の単独補助事業として市町村が行いました購入助成の2分の1を財政支援してくれる制度があり、町でもこの制度を活用した軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業補助金交付要綱を整備し、平成25年5月から運用をしております。

一方、中度や軽度の難聴者が相当数おられると推測される高齢の方については、県などでも補助制度がないのが実状で、現状において町単独での助成については財政的な観点を含め、慎重な対応が必要と考えているところでございますが、高齢化率等も年々高まっている状況等も踏まえ、機会を捉え、県に対しても補助制度への取り組みについて要望してまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 課長より答弁をいただきました。

70デシベル以上の方が一応聴覚障がい者ということで、障害者手帳が交付されるということですが、70デシベルといたらどのぐらいのものですか。そして、時間もありませんので、私が調べた範囲でいきますと、25デシベル未満、これは健聴、健康な耳だということですよ。それ

から、軽度難聴25デシベル以上40デシベル未満で小さな声や騒音下での会話を聞き間違える、そして聞き取り困難を自覚する、聞き間違いや生返事による誤解、トラブル、仕事上の支障などが起こる可能性があるというふうに書いています。中度難聴、普通の大きさの声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する、聞こえが原因でコミュニケーションがうまくいかなくなり、家族や周囲の人に悪影響を与えてしまうこと。高度難聴、これは障害者手帳の基準になるわけですが、非常に大きい声か補聴器を用いないと会話が聞こえない、周囲の人とのコミュニケーションが疎遠になるだけでなく、日常生活にもかなり困難が生じていくということで、これ以上の方が障がい者の難聴者というふうに言っています。それから、担当者から資料をいただいたんですが、子どもの補助制度があるということですが、当町においては、ゼロ歳から19歳はゼロです、購入された方は。20から39歳は4人、40歳から49歳が3人、50歳から59歳が2人、60歳から64歳が2人、65歳から74歳が5人、75歳以上が36人なんです。これを見ても、40歳、50歳、60歳からだんだんと難聴者が増えてくる、難聴に近づいていくという数字的なものだというふうに思います。そういう意味では、やはり40デシベル以上、これについては、WHOが一応基準として出しているわけです。そのこともあって、ヨーロッパで多くの方が高齢者が補聴器を装着しているというふうには、いろいろ調べたら出てきました。こういう点から見れば、本当は障害者の手帳認定について、もっと基準を下げるべきだというふうには思うんですが、当面は町のほうでその対応ができないのか、再度答弁を求めたいというふうに思います。

福祉健康課長（伊達君） 町のほうでの対応ということでございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたけれども、これについては、財政的な観点を含めた検討が必要と考えているところでございます。昨年の平成31年3月末現在、平成30年度末ということになりますけれども、先ほど大森議員さんおっしゃったとおり、当町における聴覚障がい者のうち75歳以上の方36人ということがございます。聴覚障がい者の中で占める割合としては約7割ということがございます。これにつきましては、県全体を見ますと、これも同様に75歳以上の方が7割以上占めると、これから推測いたしますと、ここには至っていないものの、これに近い程度の聞こえづらさがある高齢者の方、非常に多いと推測されますので、そういった部分においては、これは当町だけの課題ではなく、全県あるいは全国ということになるかもしれませんけれども、そういう観点の中で検討が必要かと考えているところでございます。

14番（大森君） 長寿命化と健康長寿を目指していくこの社会の中で、やはり耳が聞こえないと、聞きづらくなっていくということがあります。また、近所の方のお話でも、家族の方が、このおじいちゃん聞こえないからいいのいいのというんで、簡単にやっている経験あるかと思います。公民館でもそういう状況を耳にしたり目にしているわけです。やはりこういう方々が社会にきちっと参加していくということで、自信もって自分は生きているんだ、社会のために何かやりたいんだというようなことで、いろんなところへ出ていく、そのためにはきちっとした補聴器が必要

である。最近も六、七万のものがインターネットあるいは通販に出ていました。これについては、やはりお話しうと、微調整をする、それから音質と、さっきはデシベルですから音の量、そしてもう一つデシベルであるということで、人の声には低い方とそして甲高い声の方がいらっしやると、これによっても同じ聴力の同じ方が聞いても聞き取りやすいのと聞き取りにくいというのがあられるわけです。そういう点では、非常に生活に困窮を来たすということになってきますので、やはり導入に向けた研究・検討、これについて今後求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時10分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、8番 玉川清史君の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

初めに、1、商工業の振興について。

イ、町内企業の状況と町の支援についてです。

坂城町は、機械、金属加工を中心に高度な技術を誇る中小企業、小規模企業が互いに協力し合い、県下でもトップクラスの工業の町として発展してきました。石を投げれば社長に当たると言われるほど、多くの小規模企業がこの町で創業し、経済的にはもちろん地域の活性化にも大いに貢献してくれました。独立心、研究意欲の旺盛な企業家たちと町の振興施策が両輪となって今の坂城町をつくり上げてきたことは皆さんご承知のとおりです。しかし、政府の大企業優遇政策や消費税増税、近年では米中貿易摩擦による世界情勢の不安定化、立て続けに起こる大きな自然災害など下請けとして頑張っている小規模企業にとって、大変厳しい環境になってきています。

そこで、町内企業の動向と町の支援について、1、「事業所数、従業員の推移は」、2、「新規創業の過去3年間の状況と支援策は」としてお尋ねします。

続きまして、ロ、小規模企業振興基本条例の制定を。

昭和38年1962年、中小企業基本法が制定、これに対し、中小企業からは親会社との関係の適正化、大企業と中小企業の棲み分け、官公庁からの発注の確保、金融機関の融資の義務化、零細企業対策など多くの期待が寄せられましたが、第6条で地方公共団体の責務として、地域に応じた施策の策定と実施が明記されたのはよかったです。中小企業政策としては、国際競争力を高めるため大企業を優先し、それを下支えするのが中小企業の役割であるとし、そのための経営の近代化、生産性の格差是正が必要で、それによって中小企業も発展するという考えのもとでの政策で、中小企業、小規模企業が中心とは思えないものでした。その後、高度経済成長、バブルの崩壊を経験し、中小企業の重要性に焦点があたり、平成22年、2010年、中小企業憲章の閣議決定で中小企業は国家の財産ともいうべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資

金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど、数多くの困難にさらされてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、かえって大企業の弱さをあらわにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっているとして、中小企業政策の基本理念と施策の方針が示されました。

しかし、この決定が政策につながったかということ、平成25年、2013年、中小企業基本法の一部改正で、これは小規模企業活性化法ともいえるらしいですが、大企業と中小企業の格差是正、小企業、家族経営への支援という基本理念がなくなってしまいました。

国や大企業の要請によって動けばいいという視点は変わらず、国民の理解と中小企業の要望を取り入れての中小企業の自主的な発展のための政策にはつながりませんでした。しかし、ようやく平成26年、2014年、小規模企業振興基本法、これが制定され、小規模企業に焦点が当たり、同時に制定された支援法により、商工会が支援の大役を担うという具体的な支援体制が整備されました。

小規模企業振興基本法では、1として「小規模を活かした独自のサービスや商品を提供できるように支援すること」、2として「小規模企業が女性、若者、高齢者など地域の多様な人材の雇用の場となれるよう支援すること」、「地域で事業を行い、経済活動をし、地域の活性化に貢献できるように支援すること」と国の責務が書かれており、特徴としては、持続的発展、言いかえると事業の発展、拡大だけにこだわらず、技術の向上、雇用の維持などで事業を継続することが地域にとって重要であるとしたことです。

自治体の責務として、第7条に、「地方公共団体は、その区域の自然的、経済的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」、「小規模企業が地域経済を活性化し、地域住民の生活の向上やにぎわい作りに貢献していることについて、住民に理解してもらうこと」、小規模企業の責務として8条に、「持続的発展に努めること」、「小規模企業の振興に協力すること」などと、関係者の責務が示されていますが、この基本法を具体化するために制定された小規模企業振興基本計画の10の重点政策のうち、人材の確保・育成、起業・創業の支援、地域経済に波及効果がある事業の推進、地域のコミュニティを支える事業の推進には、小規模企業の振興が単なる企業振興ではなく、地域全体の発展にもつながることが期待されています。

2018年の全国商工会連合会の調べでは、この小規模企業振興基本法により、国、市町村単位でも小規模と明記している条例として、既に47都道府県中37都道府県で、市町村では1459のうち約31%が制定済みということです。地域によって産業構造が違い、政策も様々ですが、同調査では、この条例の効果として外国人観光客受け入れ環境の整備補助金の創設、事業継承支援補助事業、検討会議の場の創設など、企業振興が地域の活性化につながる事例の報告もあります。

条例の中身としては、国の小規模基本法に倣ったものですが、条例を具体化する基本計画で各地域の特色と要望を活かした政策がつけられ、成果を上げています。坂城町でも既存の小規模企業が元気を取り戻し、新規創業される企業も一緒になって、地域経済や町づくりに貢献できるようにして地域の活性化につながるように、町の小規模企業振興の立場の明示と政策の連続性の担保、小規模企業の持続的発展への努力と小規模企業の価値への町民の理解を得るためにも、小規模企業振興基本条例の制定が必要だと思えます。

「小規模企業振興基本条例の制定を」として、町のお考えを伺います。

以上、1、商工業の振興についての1回目の質問とします。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから、1番目として「商工業の振興について」、イとして「町内企業の状況と町の支援」、ロとして「小規模企業振興基本条例の制定を」ということでご質問いただきました。

お話にありましたように、坂城町はある意味では中小企業の王国みたいなもんだと思っております。既にいろんな手を打っております状況も整理しながら回答させていただきたいと思っております。

坂城町は、機械、金属加工を中心とした多種多様な技術を持っております。独自の創意工夫による高精度で複雑な加工ニーズに対応ができる高い技術力により、「ものづくりのまち」として成長、発展してまいりました。

また、町内企業の約8割は常時使用する従業員が20名以下の小規模企業であります。これが8割です。この小規模企業が地域の基盤産業として重要な役割を果たし、地域工業の競争力を支えてきたというところでございます。

まず、ご質問の事業所数及び従業員数の推移につきましては、商業に関する統計調査が毎年行われておりませんので、工業統計調査による直近の事業所数と従業員数について申し上げますと、最初に、事業所数は、平成28年が221社、29年が213社でございます。次に、従業員数ですが、平成28年が5,929人、29年が6,431人ございました。

続いて、新規創業の状況と支援策についてお答えいたします。

町内の商工業の新規創業の状況につきましては、商工会で把握しております件数として、平成29年度は3件、30年度は6件、元年度は8件ございました。

次に、新規創業への支援策の質問にお答えします。

公益財団法人さかきテクノセンターでは、新たな製品やビジネスを生み出し、モノづくりの高付加価値化を強化するため、平成29年度にエントランスロビーを改修し、オープンスペースとして開放するとともに、Wi-Fi環境やコワーキングルームの整備により、企業間の相談や技術開発ができるよう環境を整えました。

また、創業者向けに、テクノセンターの住所を事務所や法人登記にもご利用いただけ、郵便や

荷物などを預かるサービスもスタートさせたところでございます。

さらに、技術相談体制の充実を図るために、昨年4月からテクノセンターのセンター長として、また、6月からは産学連携コーディネーターとして、以前、県の工業技術総合センターにおいて所長として活躍された方に就任していただいております。このお二人の今までに培われた人的なネットワークや豊富な知見などで、これから創業される方への技術的なアドバイス、大学や研究機関等への取り次ぎなど、的確な支援や指導を行っていただいております。

また「B. Iプラザさかき」、これは平成14年に工業を中心として創業を志す皆さんの初期費用を軽減し、創業しやすい環境を整えるために整備いたしました。

テクノセンターなどが、入居者の技術、研究開発、企業経営などのサポートを行い、今までに経営が軌道に乗り独立した企業が6社、そのうち3社が町内で操業しております。

また、けやき横丁は、主に商業分野において創業される方の初期費用の軽減を図り、商工会による事業計画支援や経営指導が受けられる施設でございます。

現在、けやき横丁に入居されている方で、独立、開業された方はおいでになりませんが、今後ともこれら施設の入居者の皆さんへは、テクノセンターや商工会など各支援機関と連携して、技術開発や経営などの創業支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「小規模企業振興基本条例の制定を」についてでございます。

当町が行う商工業振興につきましては、事業規模にとらわれることなく、商工業振興条例等に基づき、補助事業や町の制度資金の貸付及び保証料補給など、企業活動に必要な支援を実施しております。

また、先ほど申し上げました各種支援に加え、新たな製品開発などの経費を補助するコトづくりイノベーション補助金や商業店舗リフォーム補助金など、様々な支援策や補助制度で、小規模企業者の皆様にも対応しているところでございます。

町の商工会においては、小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、今年度から令和5年度までの5カ年計画で、第2期となる経営発達支援計画を策定し、経済産業大臣の認定を受け、小規模企業者の動向を確認しながら、伴走型の支援や指導などを実施しているところでございます。

さらに、ニューリーダー研究会や経営革新塾といった町内若手経営者や後継者で組織する団体では、会員同士の経営能力を高め合い、視野の拡大や発想の転換を図り、連携や交流を行う中で、お互いの考えや情報を共有する活動を行っております。

また、そのほか坂城町には、坂城町中小企業能力開発学院というのがありまして、私、学院長をやっておりますけれども、ここでも各種講座を提供するなど、いろいろ経営上に役に立つ講演会、セミナー、研修などもやっております。

さて、ご質問のありました小規模企業の振興につきましては、今、申し上げましたように、始

終策を講じておりますので、ここで新たに条例を制定するのではなく、今、申しあげましたような各種支援策や補助制度などを有効に活用していただくことで、事業の継続や成長につなげていただきたいというふうに思っております。

また、引き続き商工会をはじめ、テクノセンターやテクノハートなど関係団体と連携して情報共有し、小規模事業者等の振興が図れるよう引き続き支援してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 丁寧なご説明をいただきました。

支援策については、中でもテクノセンターの住所を利用できるサービスというのは、対外的な信用を得ることに大いに役立つすごい発想だと感心いたしました。しかし、事業所数については、私が以前から地域内の事業所の様子を見たり聞いたりして感じていたように、減少が続いているというような感覚です。数が増えているのは、これについてですが、事業所数が減って数が増えているというのは、どういった理由なのかひとつお答えをいただきたいということがあります。事業所数の減少は、理由としては分析されているのでしょうか。経済的な理由とか後継者がいないとか、そういったところを伺いたいと思います。

次に、けやき横丁とB. Iプラザについてですが、B. Iプラザから独立された企業が6社、3社が町内で頑張っていたいただいているということは、ご本人の努力はもちろん、関係の皆さんの努力が実った、町外にも自慢できることだと思います。後に続く創業希望者には、大いにこの施設を利用してほしいと思います。

初期費用の軽減のための施設というお話でしたのでお尋ねします。創業希望の入居者は経費をできるだけ低く抑えたいはずですが、自分が調べたところ、家賃についてけやき横丁が5万5千円、B. Iプラザが3万円からとなっていますが、この金額についてはどういった算出をされたのでしょうか。

以上、再質問させていただきます。

商工農林課長（大井君） 再質問で、2点ほどご質問いただきましたので、順次ご答弁を申し上げます。

初めに、事業所数と従業員の数の増についてということで、ご質問はご理解させていただきますが、ご答弁をさせていただきますが、事業所数の減少等につきましては、役場のほうに届け出る必要もございませんので、詳細については把握をしておりませんが、全体の状況として私のほうでも事業所数は各年見ておりますけれども、急激に減少しているといったような状況とは考えておりません。しかしながら、経営者の方々のお話を聞く中では、関連企業との合併や統廃合であったりとか、経営者の高齢化や健康の問題であったり、後継者の不在であったりといったお話を聞くこともございます。このようなご相談があった場合は、商工会と連携して対応してまいりたいと考えております。

また、町の商工会の前事務局長さんが、事務局長をされています長野県事業引継ぎ支援セン

ターという機関もございますので、またそういったところにも取り次いで支援をしてみたいと考えております。

また、従業員の数につきましては、ご質問のとおり、リーマンショックの際に一時的に減少はいたしました。その後、各企業さんの経営状況に応じて従業員の数も増え続けているという状況で認識をしております。

続きまして、B. Iプラザとけやき横丁の入居費といいますか共益費のご質問でございますけれども、まず、入居されている方につきましては、それぞれの施設についてご使用いただいた電気料ですとか水道料については、実費のご負担をいただいております。それに加えまして、共益費として、施設の修繕や維持にかかる経費であったり、施設の共益費にかかる部分、それから電気及び上下水道の基本料金ですとか、そういったものをご負担いただき、また、電気設備や消防設備などにかかる保安設備の法定点検にかかる部分などについて、諸経費について共益費として一部ご負担をいただいているというところでございます。

それぞれの施設につきましては、リーマンショックの際に近隣の施設と家賃といいますか共益費について比較をするために、それぞれの施設について1平米当たりの単価というものを出して、リーマンショック以降も引き続き近隣の施設と比較をしてみたいところでございます。近隣の施設と比較するために、B. Iプラザやけやき横丁の1平米当たりの単価を申し上げますと、B. Iプラザについては、昭和40年代にできた工場を取得して改築した施設でございます。改修はしておりますが、年数がたっている施設でありますので、その点も考慮して1平米当たり約700円から800円としております。また、けやき横丁につきましては、新たに建設した施設でございますので、施設の維持管理費を踏まえて1平米当たり1,800円としているところでございます。このように、B. Iプラザやけやき横丁の共益費は、創業施設としてできるだけ入居者の負担にならないよう低く抑えておりますので、現状のご負担をいただく中で創業や起業を志す方の支援をしてみたいと考えております。

8番（玉川君） 企業数の減少の理由については申告する義務もないので、詳しくは調べていないというお答えでした。ただ、企業の振興のための施策を考える上では、企業が成長しても、逆に廃業してもその原因の分析は必要だと思いますので、協力いただける範囲で調査を考えていただきたいと思っております。

けやき横丁とB. Iプラザの家賃についてですけれども、一般と比較していらっしゃって妥当な金額であるということですが、これ、安いほうありがたいには越したことはないので、今後とも考えていっていただきたいと思っております。

次の、「小規模企業振興基本条例の制定を」についてですが、これについては同僚議員も過去数回にわたり質問をしておられますけれども、町ではその都度「既に対応する条例があり、規模にかかわらず様々な事業も行っている、調査・研究をしていきたい」というようなお答えでした。

しかし今回は、調査・研究というお言葉はちょっと聞かれませんでしたので、今あるものを有効に活用していくというお答えでした。

町が頑張っていたいことには敬意を払って、事業についても効果的であることは間違いないという事は思いますけれども、小規模企業が減り続けていることは事実です。繰り返しになりますけれども、町の責務、企業の努力、町民の理解を明示して、小規模企業の存在と地域の活性化をつなげていこうというのが小規模企業振興基本条例です。お答えの中に商工会の伴走型支援、ニューリーダー研究会、経営革新塾などの団体、テクノセンター、テクノハートなど関係団体と情報の共有をして、小規模企業の振興を図っていくとあったと思いますけれども、こういった町関係の団体とは縁のない企業からの要望や困りごとについての調査といたしますか、基本条例の制定の必要性の調査も含まれますけれども、今ある商工業振興条例の範囲内での町の小規模企業の振興施策に生かすための情報や、要望の汲み上げについてはどのようにお考えでしょうか。全ての町内企業の戸別訪問をぜひ行ってほしいと思いますが、このことについてお尋ねします。

商工農林課長（大井君） 町の職員が直接事業所のお話を聞いてはというご質問でございますけれども、通常の我々の業務といたしまして、各事業所の皆さんともお話をさせていただいたり、社長さんをはじめ従業員の方ともお話をさせていただく機会を設けております。また、各企業で構成されているそれぞれ私どもが事務局を仰せつかっております事業所とも、各種団体ですね、そういった中でも従業員の皆さんなどとお話を聞いたりする機会も設けております。

また、先ほど町長のほうからも申し上げましたが、テクノセンターにおいては、テクノセンター長、事務局長をはじめとして、職員で各企業訪問をしております。それから、商工会の経営指導員の皆さん方におかれましても、日々企業訪問等を行って情報を把握されているといったような状況でございます。このように、それぞれの把握した情報などにつきまして、テクノセンター、テクノハート、それから商工会、それと私ども、通称4団体と呼んでおりますが、その4団体で毎月1回定例会を設けて情報共有をしております。そういった中で、全企業を訪問して状況を把握というのは、なかなか数的にも困難な部分がありますが、手分けをする中で、それぞれの情報を集めて共有して支援をしてまいりたいというふうに考えております。

8番（玉川君） 数的に難しいので戸別訪問のほうは大変ですということはよくわかります。しかし、一生懸命やっていただいて少しずつ、できれば全部、時間かけてもいいですから続けていただけるようなご回答だったと思います。こういった姿勢が、町はちゃんと聞きに来てくれるんだ、見てくれているんだというような安心感と親近感、これが生まれると町が一体となって、地域挙げてのやる気、活性化につながるためになるのではないかと思います。

では、次の質問に移ります。

2の町単補助工事についてですが、イ、工事箇所の選定について。

年が変わると各区から町に町単補助工事の希望箇所の申請があるわけですが、先日、議員として各組合から区に上がってきた要望箇所の現場確認に同行させていただきました。二十数カ所を数時間かけて、徒歩で確認しました。区会役員さんの様々な視点から、要望箇所について意見を出し合うことは大切な作業であることを実感しました。組合での選定、申請から区の確認作業、申請まで各役員さん、行政の労力は大変なものがあります。工事箇所が選定されるまでの過程について、「町単補助工事の工事箇所選定までの流れは」としてお尋ねします。

口の予算総額についてですが、昨年10月に議会報告会で、町単補助工事の予算が少ないのが何とかならないか、1千万円では件数も少なく、工事期間も長くなってしまおうというご意見をいただきました。これはずっと言われていることだと思いますが、かつてはもっと予算がついていたというようなお話も伺いました。

「予算を増額できないか」としてお尋ねいたします。

以上で、町単補助工事について1回目の質問とします。

建設課長（宮下君） 2、町単補助工事について。

初めに、イ、工事箇所の選定について、お答えいたします。

町単補助工事につきましては、区が実施する比較的小規模な箇所の道路や水路などの維持補修などについて補助する事業でございます。

町単補助工事の事業開始当時は、地元住民の皆様の労務提供により、U字溝の設置やコンクリート舗装など、町から区への原材料の支給が事業の始まりであり、時代の変化とともに労務提供が難しくなったことから、区が事業主体となり、工事を発注する現在の方式による補助事業に変化したものでございます。

ご質問の町単補助工事の工事箇所決定までの流れでございますが、毎年11月に開催される行政協力員会の際に、行政協力員さんに翌年度分の町単補助工事の希望箇所申請依頼をしまして、各区において緊急性の高い申請箇所を二、三カ所に絞っていただき、優先順位をつけて申請をいただいております。

町では、ご提出いただいた申請書に基づき、建設課、商工農林課では4月から6月にかけて各区長さんをはじめ、区の役員の皆さんと担当課職員で申請箇所の現地調査を行い、現地で協議等を行う中で、緊急性や優先順位等を考慮しまして箇所決定を行っております。箇所決定後、区から施工業者に発注していただき、工事施行後や原材料の購入後に実績報告書を提出いただき、その実績に基づいて補助金を区へ交付し、関係業者へ支払いをしていただく仕組みとなっております。

予算を増額できないかということでもありますけれども、建設課関係の町単補助事業の予算につきましては、平成25年度から1千万円となっております。

町においても、先ほども申し上げましたが、補助事業という性質でもありますので、申請された箇所を精査し、ご理解をいただく中で事業を行っているところでございます。

また、申請箇所によっては、速やかに対処しなければならない箇所や小規模工事で対応できない箇所もあります。そうした箇所につきましては、町単補助事業とは別に、町発注の道路維持工事や水路改修工事により対応しているところがございます。

各区におきましても、安心・安全な地域コミュニティの推進を図る中で、1カ所でも多く整備を行いたいという状況も理解するところではありますが、町全体の予算のバランスを考慮する中では、増額については難しいところがございます。

8番（玉川君） 町単補助工事の選定については、区のほうで前もって二、三カ所に絞ってその中で優先順位も決めてから町に上げてもらっていると、町の立ち合う現地調査のときには、その場で協議をして緊急性や優先順位について区長さん同意の上、箇所の決定をされていると、そういうお答えでした。

予算の増額については、町全体の予算の総額が決まっておるので、町単補助工事の予算を増やすと、ほかの予算を削らなければいけなくなってしまうと、バランスの問題、大切な事業がほかにもあるということだと理解しました。ただ、町単補助工事以外でも町が発注する工事での対応もできるということで、区長さんたちにもそういったお話をさせていただいているということなので、こういった利用の方法もどんどん進めていっていただきたいと思います。

以上で、町単補助工事、2についての質問を終わり、3の道路の安全についてです。

イの事故防止について。

これも区の町単補助工事の事前確認時に事故が起きやすい交差点、具体的には国道18号の谷川交差点から谷川沿いに東に入った旧道交差点、これなんですけど、停止線、停止標識、安協ののぼり旗など考えられる対策はなされているのですが、それでも事故が起きやすいとして対策を求められているわけです。もちろん、通行する皆さんが徐行するなど事故防止に注意してもらうことが一番ではありますが、物理的、心理的な面から防止の助けになることがあるのではないかと調べてみたのですが、路面塗装、舗装で塗り分けることで、ここには何かある、他とは違うという注意喚起をしている事例が町内にも数カ所、近くの金井区の中にもありました。この金井区のところは、通学路ではありますが、塗り分けだけで、なぜか横断歩道がありません。国道では苧屋原のカーブ、これも事故が多発する場所で塗り分けされました。効果が期待されての塗り分けです。

この定例会でも同僚議員がカラー舗装として言及されています。これからの質問において、路面舗装とカラー舗装は同じ意味だとしてご理解をいただきたいと思いますが、この路面塗装で対策をすることについて、「交通事故が起きやすい交差点内に路面塗装などの事故防止対策を」として町の考えをお伺いします。

ロの、危険なブロック塀について。

平成30年、2018年の大阪北部地震の悲しい教訓から、ブロック塀倒壊による被害をなく

すために、昨年、令和元年、2019年5月から、当町でもブロック塀の撤去工事への補助金制度ができました。これまでの補助件数について、「ブロック塀撤去補助の件数は」としてお尋ねします。

ブロック塀除去の工事への補助金制度の目的は、倒壊による人的被害の防止であるとするれば、撤去しなくても倒壊しなければいいのではないかと考えます。危険を指摘されて撤去をお願いされても、なかなか工事に踏み切れない所有者さんの立場で考えると、大きく2つの問題が考えられます。

まず、工事費用が用意できない経済的な問題、そして道路幅の確保に関する建築基準法の2メートル問題です。

工事費用については、撤去する場合のみ補助金制度の利用ができますが、撤去してしまうと2メートル問題、これが起きてしまいます。新規に建物や塀をつくる場合は、道路の中心線から2メートル道路幅を確保しなければならないという建築基準法が、撤去への大きな壁となっているのではないのでしょうか。

では、撤去せずに倒れないように補強すれば、道との境界はそのままでもいい、でもそうすると補助金の対象にならない、経済的問題で工事が出来ずに危険のまま放置されていると想像されます。そういう経済的問題に対しては、補助金の対象工事を撤去だけではなく補強工事にも広げてはどうでしょうか。「補強工事も補助の対象にしてはどうか」として、町の考えをお尋ねします。

以上、道路の安全について、1回目の質問とします。

建設課長（宮下君） 3、道路の安全について。

イ、事故防止についてお答えいたします。

交通事故を防止するため、道路に対する安全対策として、交差点付近のカラー舗装化による注意喚起や歩道のない通学路などの路側帯へグリーンベルトを設置、車道と路側帯を視覚的に区分するなど方法がございます。

町内でも交差点付近へのカラー舗装や、各学校のPTA役員の皆様の皆様のご協力により、通学路などのグリーンベルト化を進めてきており、主な実施箇所といたしましては、旧こづちや様前及び坂城高校下交差点のカラー舗装化や、坂城小学校周辺及び南条金井地区にグリーンベルトの設置を実施しているところでございます。

また、昨年滋賀県で発生した交差点内の出会い頭の事故により、歩道上で信号待ちしていた園児等がはねられた事故を踏まえ、園児等の移動経路における交通安全の確保につきましても、町内各保育園、幼稚園から事前にご提出いただいたお散歩コースなどのマップをもとに、昨年9月に千曲警察署、町教育委員会、建設課において、千曲警察署で抽出した4カ所の現地確認を行い、改善要望をいただいたところでございます。

この改善要望を受けまして、町においては令和2年度において、南条小学校東側の産業道路交

差点のカラー舗装を計画しておりますが、今後につきましても、交差点のカラー舗装化や、グリーンベルト化の工事をさらに進め安全対策を図るとともに、改善要望をいただいた園児等の移動経路における交通安全確保につきましても、できるだけ早期に改善できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ、危険なブロック塀についてお答えいたします。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊し、通学中の高槻市の小学校4年生が犠牲になった事故は、記憶に新しいところです。

町としましても、ブロック塀が倒壊する事態が起こらないように、町民の皆さんに点検をお願いするとともに、ブロック塀の撤去に対する支援策として、平成31年1月から坂城町住宅リフォーム補助事業の要綱を一部改正し、ブロック塀の撤去にかかわる補助金の交付をしているところです。

対象となるブロック塀は、道路法、建築基準法に規定された道路、通学路に接してつくられたもので、町内業者に撤去を依頼する場合には、費用の2分の1以内で、限度額5万円を支援するものでございます。

「ブロック塀撤去の補助件数は」というご質問ですが、補助事業を新設した平成30年度は1月から3月までの3カ月の申請期間であったためか、申請はありませんでしたが、今年度は何件かのお問い合わせがあり、現在2件の申請を受け、補助金を交付しております。

「補助対象をブロック塀の補強工事に制度を広げていくことはできないか」というご質問ですが、そもそもブロック塀等は所有者の財産でありますので、ブロック塀等の基準をお示しし、所有者に安全点検を行っていただくことが重要であると考えております。そのような観点から、補強工事に対しての補助制度を拡大することは難しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

今後も長野建設事務所と連携しながら、担当課の窓口はじめ、町の公共施設にブロック塀等の点検項目を掲載したチラシの配布、町の広報紙、ホームページ等を通じて点検、撤去を促していくとともに、補助制度についても周知を図っていきたいと考えております。

8番（玉川君） カラー舗装については、保育園、幼稚園のご協力のもと警察、町教育委員会、建設課で町内の交差点数カ所にカラー舗装の計画を持っているということですが、自分の塗り分けのイメージとすれば、交差点の中を色分けすると、色をつけるというようなイメージなんですが、町内見てみると、自分のイメージとは違うんですが、今回のこの後の舗装についても、今までどおりの形になるのでしょうか。ここを教えていただきたいと思います。

建設課長（宮下君） 交差点のカラー舗装でございますが、交差点の中、四角に舗装がまず一つありますよね、そういう中で、あと、交差点へ侵入する道路、そこに舗装すると、そういう点があるかと思えます。そういう中で、先般も坂城高校下の交差点、カラー舗装行ったわけでございま

すけれども、カラー舗装を交差点に行う場合には、公安委員会との協議をする中でカラー舗装化しております。そうした中で、これからも交差点等のカラー舗装を進めていく計画でございますけれども、そのカラー舗装の仕様については公安委員会と協議する中で決めてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 交通事故防止の専門の皆さんがもちろん考えていらっしゃるの、一番効果の上がるであろう舗装に期待するとともに、これからも対象となる交差点、道路への対応を早急に完了していただきたいと思っております。

ブロック塀撤去についてですが、補助受付間もないにもかかわらず問い合わせ数件、交付は2件というようなことで、今後も制度の周知を図っていくというお答えでした。補助の対象を補強工事にも広げてはどうかということについては、大変難しいということですが、そうすると、町としては所有者さんに理解を求めること以外に、事故防止のためにできることはないということになってしまいますか。せめて危険なブロック塀に人が近づかないようにしていただきたいと思っております。春になり、これから人の動きが活発になってきます。被害が出ないことを祈るばかりです。

続きまして、防災対策について、19号台風を経験してですが、1番の検証会議で検討された内容はにつきまして、この定例会での同僚議員からの同様の質問に対して、既に町から詳しく丁寧に説明され内容も理解できましたので、質問は省略させていただきます。次の質問から始めます。

19号災害で避難勧告が出ましたけれども、千曲川増水の水害が予想される時に、ハザードマップで浸水被害が予想されている区域に避難所に避難することに不安を感じて、自主的な判断でそこには避難しなかった方も少なからずいらっしゃいました。そういった皆さんにお話を伺うと、水害の場合、地震の場合など、災害の種類によって避難場所を変えることはどうなのか、できないのかというご意見をいただきました。具体的には、今回の場合は浸水災害時には安全な場所にあるお寺、こういったものが避難所として適当だと思われま。最終的には自己判断、自己責任ではありますが、災害種別の避難場所の選択肢があるということは必要であると思っております。今ある避難所に新たな避難所を追加することについて、「お寺など新たな避難所を追加する考えは」として、町の考えをお尋ねします。

町の熱心な要望行動で、千曲川の復旧工事も姿が見えてきて頼もしい限りです。坂城町の範囲だけでなく、千曲川沿線市町村での工事が同時進行して初めて安心して暮らせる環境となります。この問題についても、今定例会で同僚議員が既に質問されていますけれども、他市町村とともに要望活動をさらに進めていってほしいと思っておりますので、「千曲川の早期の復旧対策を沿線市町村とともに国に要望を」として、町の考えをもう一度お尋ねします。

以上、防災対策についての1回目の質問とします。

住民環境課長（山崎君） 「お寺など、新たな避難所を追加する考えは」についてお答えいたします。

町の指定避難所は、地域防災計画において応急避難所32カ所、中核避難所10カ所を指定しており、令和元年東日本台風の際は、町では町内3小学校の体育館、文化センター及び老人福祉センターを避難所として開設いたしました。

災害の際には、周囲の被災状況を把握した上で、ご自身の判断により公的避難所への避難を基本としつつも、災害が発生する恐れが極めて高い状況等で避難所への移動が危険と思われる場合には、強固な建物などの近くの安全な場所やご自宅など、建物内のより安全な場所への避難についても、選択肢の一つとして考えていただく必要があると思います。

また、災害発生の状況によっては、寺院建物の被災状況や危険性の有無等を総合的に勘案する中で、町が寺院等の同意を得て、避難者の受け入れをお願いすることは考えられるところでございます。当然のことながら、このように寺院等が避難所となった場合については、町では避難されている方々への食料品や物資の供給、生活環境の確保に努めてまいります。

寺院等を新たな避難所として指定することにつきましては、個人等の所有物であることなどの課題もございますので、現在のところは避難所に指定することは考えておりませんが、今後行う地域防災計画の見直し作業の中で研究してまいりたいと存じます。

建設課長（宮下君） 私からは、「千曲川の早期の復旧対策を沿線市町村とともに国へ要望を」についてお答えいたします。

昨日の一般質問においてもご答弁いたしました。台風19号により甚大な被害が発生したことを受け、現在、国、県、千曲川流域の41市町村で緊急治水対策プロジェクトの検討を進めております。

1月24日に開催された第2回信濃川水系緊急治水対策会議におきましては、緊急治水対策プロジェクト（案）が示され、この対策メニューの中には、被災施設等の迅速な復旧と、堤防、護岸、排水機場等の被災施設の復旧が盛り込まれております。

当町の損傷した堤防におきましても、速やかに本復旧工事が進められておりますけれども、今回の台風の被害を鑑みの中で、引き続き国、県、沿線市町村と連携を図り、千曲川の治水対策の整備促進を要望していきたいと考えております。

8番（玉川君） 「お寺など新たな避難所を追加する考えは」については、以前、定例会で同僚議員が同様の質問をされています。今回の災害を経験して、その必要性を痛感したところであります。

避難者を快く受け入れていただけるよう、避難所としての使用について所有者さんと使用の提携をしておいていただき、職員の手配、必要な物資の用意など、町とお寺と自主防災会の避難所運営の打ち合わせや訓練も必要になりますが、ぜひ、引き続き検討をお願いしていただきたいと

思います。

「千曲川の早期の復旧対策を沿線市町村とともに国に要望を」については、緊急治水対策プロジェクト等検討されているとのこと。引き続き、安心な千曲川流域のためご尽力よろしくお願いたします。

前回の12月のときは、台風災害、その復旧のさなか、今回は新型コロナウイルスの影響で全国的に経済的な影響も広がっています。大変な時ですが、影響を受け、困っている町民の皆さんへの積極的な町の対応をお願いいたします。

さらに、本日3月11日は東日本大震災が発生した日。昨年、地元の若者が震災の記憶を後世に伝え、二度と津波の被害が起きないようにと立ち上げました「桜ライン311」プロジェクト、これ、陸前高田なんです。ここでこれに参加させていただき、津波の到達地点に桜の苗木を植えてきました。まだまだ避難所におられる多くの地元の方々や、全国各地からのボランティアの皆さんと交流する中で、地域づくりのためにはそれぞれが今できることをすること、無理を強いるのではなく、それぞれを認めること、こういったことの大切さを考えさせられました。改めて、犠牲になられた方々を追悼するとともに、これからも復興に注目し、応援を続けていきたいと思っております。

新年度は、穏やかな1年になってほしいと願ひまして、以上で質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時10分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

4番、祢津明子さんの質問を許します。

4番（祢津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

1、SDGs（持続可能な開発目標）について、（イ）SDGsの達成に向けた取り組みについて。

SDGsとは、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズの略で、国連加盟193カ国が2030年までに達成を目指す持続可能な開発目標です。世界を見渡しますと、貧困、気候変動、人種やジェンダーに起因する差別など、様々な問題・課題に直面しています。こうした地球規模の問題を解決するために「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、SDGsでは17の目標と、それを達成するために169のターゲットが設定されました。

SDGsは、日本語で「持続可能な開発目標」と訳されますが、皆さんは持続可能な開発といわれ、何を思い浮かべますか。私には全く思いが浮かびません。実際にインターネット等でSDGsの内容に目を通してみましても、これがまたわかりにくい。

なぜわかりにくいのか、ひもといていきますと、まず、17の目標は、1、貧困をなくそう、

2、飢餓をゼロ、3、すべての人に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、5、ジェンダー平等を実現しよう、6、安全な水とトイレを世界中に、7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8、働きがいも経済成長も、9、産業と技術革新の基盤をつくろう、10、人や国の不平等をなくそう、11、住み続けられるまちづくりを、12、つくる責任つかう責任、13、気候変動に具体的な対策を、14、海の豊かさを守ろう、15、陸の豊かさも守ろう、16、平和と公正をすべての人に、17、パートナーシップで目標を達成しようです。

この中で、すべての人に健康と福祉を、安全な水とトイレを世界中にといったわかりやすい目標もあれば、気候変動に具体的な対策を、海の豊かさを守ろう、陸の豊かさも守ろうなど、何をどうすればいいのだろうとってしまう目標もあります。平和と公正をすべての人にとわれても、すぐに理解はできません。このように日本にいる私たちが直面している問題に結びついている目標と、諸外国の遠い世界の出来事としか思えない目標が混在しているため、理解しにくいのだと思います。しかし、理解しにくい内容ではありますが、皆さんに知っていただきたいことは、17の目標に無縁な人は地球上に誰一人いないということです。

では、なぜSDGsに取り組む必要があるのか、その点を私なりに考えてみました。今、自分が住む地球の抱える問題は放置できないものばかりです。環境問題で言えば、自然災害の増加、気候変動の激化、エネルギー問題の深刻化など、社会問題で言えば、感染症の流行、少子高齢化、貧困など、経済問題で言えば、経済格差の拡大、社会福祉財源の不足など山積みです。人間が環境保全や人権を考慮せず、利益を追求して野放図に振る舞い続ければ世界が立ち行かなくなります。自分たちさえ良ければいいでは、結果的に自分の首を絞めることになるはずで、それを回避するためにSDGsは、私たち人類と地球を守るために達成しなければならない国際公約だと考えます。

そこで、1つ目の質問です。坂城町ではSDGsの取り組みを推進していくわけですが、その意義は何でしょうか。

2つ目に、坂城町の参加企業の状況はどうなっているのでしょうか。

3つ目に、企業や町民に対し、どのように意欲喚起を図っていくのでしょうか。

以上、3点をお伺いします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから、SDGsについてのご質問をいただきました。確かにおっしゃるように、持続可能などいっても、これは何なんだろうかというのがよくわからない点だと思います。

1972年、今から48年前にローマクラブというのがありまして、そこで成長の限界というのを発表しました。その当時、48年前に、これ以上石油を使ったり、いろんなあらゆる資源を使っていくと、地球はもうそれ以上成長できないということで成長の限界という言葉がありまして、それ以来、持続するにはというのがよく使われるようになったということでもあります。

今回もこの持続可能な開発目標という言葉になっておりますが、これは2015年の9月に国連で採択されたわけであります。その持続可能な開発のための2030アジェンダ、つまり2015年に採択されて15年後が2030年なわけですけれども、そこにおいて、現代社会において一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するというように気候変動ですとか自然災害、感染症といった地球規模の課題がグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及し、深刻な影響を及ぼす時代になってきているとして、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会、そして環境の三側面を不可分のものとして調和させる取り組みが必要であるというところであります。

こうした中で、日本におきましても内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が内閣府に設置され、SDGs実施指針を定め、この指針に基づいて様々な施策が協調し、SDGs達成に向けて取り組んでいくところであります。

また、SDGs実施指針では、SDGsは自らが当事者として主体的に参加し、持続可能な社会の実現に貢献できるよう、全員参加型で取り組むべきテーマであるとしております。誰一人取り残されることがないようにということでありますが、それで全員参加型ということであります。

目標年次である2030年において、その目標を達成させるためには、国とともに地方自治体でもSDGs実施のための積極的な取り組みを推進することが不可欠であり、こうした観点から町の各種計画や戦略などの策定にあたりまして、SDGsの要素を最大限に反映して政策誘導していく必要があると考えているところであります。

長野県でも、ご案内のようにSDGs達成に向けて、県の5カ年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」にこうした視点を組み込み、総合的なSDGsの推進を標榜しており、平成30年には全国に先立ち、SDGs達成に合致する取り組みを行う「SDGs未来都市」として選定されたところであります。

当町におきましても、令和3年度からの10年を見据えた町の基本構想を定める第6次長期総合計画を策定していく中で、町の課題やこれに対する施策をSDGs達成の観点からも整理し、町の施策の推進を通じてSDGsも推進してまいりたいと考えております。

それから、坂城町の参加企業の状況ということでありますけれども、国のSDGs実施方針におきましては、民間企業についてもSDGs達成に向けた重要なステークホルダー（利害関係者）であるとしており、企業が持つ技術などを社会の課題解決に役立てていくことは目標達成に向けた鍵であり、さらには社会貢献活動の一環として取り組むのみならず、自らの本業にも取り組んでいくことが、結果的にイノベーションにもつながっていくものと考えているところであります。

県におきましては、県内企業の活動とSDGsの関連性について気付きを促し、SDGs達成に向けた具体的な取り組みを促進することを目的として、SDGs推進企業登録制度が設けられ

ております。この登録制度には、1月末の時点で県内企業232社が推進企業として登録されておりまして、当町の製造業の企業1社が登録されているところであります。

さて、ものづくりの町である当町におきましては、町内企業でさらにSDGs推進に向けて取り組んでいくことが、より重要であると考えているところであります。長野県の太田副知事を講師としまして、SDGsをテーマに町内企業を対象とした講演会を開催したほか、若手経営者を中心に組織する団体などにおきましてもSDGsについて学び、経営の中に取り入れていくために学習会も開催するなど、企業へのアプローチを進めております。

また、ある町内企業におきましては、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ対策として、植物由来の生分解性プラスチックを使用した素材による成形開発に取り組まれ、現在、製品の製造につなげているところであるとお聞きしております。県の登録制度に登録していなくても、多くの町内企業で環境対策や環境に配慮した取り組みが行われ、その取り組みや姿勢がホームページ等で発信されています。SDGs達成に向けた取り組みが多くの企業に広がるよう、町といたしましても関係機関等と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、企業や町民に対し、どのように意欲喚起を図っていくかということでもありますけれども、地球規模の課題解決に向けた取り組みということで、それぞれのご家庭や個人個人には一見遠い話のように感じられるところであり、SDGsについてまだまだ関心が低い状況であると感じております。

しかしながら、ふだんの生活の中で行っている食品ロスやごみの減量化、省エネに向けた行動などが、結果としてSDGsにつながっているということでもあり、それを知ることで、より身近に感じるものと思われれます。

次期総合計画策定に向けまして、町民の皆さん1千人に対して行ったアンケート調査におきましても、新たにSDGsに関する意識調査も含めたところであり、この集計結果も踏まえまして今後、広報やホームページ等を通じて、ふだんの消費行動などにおいてもSDGs達成を促していくなど、意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、皆様方に身近なテーマをもとにして、気軽に学んでいただける形での講座や学習会、講演会の開催などを通して、町全体でSDGs達成に向けて取り組んでいく機運を高めてまいりたいと考えております。

4番（衾津さん） ただいま町長よりご答弁いただきました。

先日、長野県議会で千曲・坂城選出の竹内議員も一般質問されていましたが、SDGsの13番目の目標である気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとるに対し、長野県として気候非常事態宣言を発令、SDGsの5番目の目標として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る」では、台風19号発生直後の避難所で被災者の方の話聞く中、男女の差異が災害の局面でさらに強調される恐れがあるなど、実際に自分たち

のことに落とし込み、わかりやすく一般質問をされていました。

また、2月28日の信濃毎日新聞には中野市で参加型講座「SDGsって？」を開催し、「2030SDGs」というカードゲームを使ってSDGsを考えるという記事が載っていました。このゲームはSDGsの目標を一つ一つ細かく勉強するのではなく、なぜSDGsが私たちの世界に必要なのか、そしてそれがあることによって、どんな変化や可能性があるのかを体験的に理解するためのゲームだそうです。ぜひ、そのようなものを活用し、企業や町民の方に具体例を出しながら、わかりやすく協力しやすい仕組みをつくっていただきたいと思います。

次に、2、教育について、(イ) 学びの改革について。

長野県教育委員会教育長によりますと、デジタル技術の革新的進化に伴い、データとアルゴリズムにより、一つの正解を導き出すAI化社会が到来しようとしています。今まで人類が経験したことのないスピードで社会は変化している。その中で子ども達が、これからの未来を切り拓き、未来の創り手となっていくために多様な解のある課題を発見し、自分なりの考えを協働しながら探し、新しい価値を生み出す力を身に付けていく必要がある。そのためには、子ども達の学びを主体的・能動的に仲間たちとともに解を導き出す学びに転換しなければならない。

長野県教育委員会では、この学びの転換を「学びの改革」と位置付け、市町村教育委員会や教育現場、教育に関する全ての関係者と共通の理解を深め、連携し、県民の皆様の希望に応えられるよう、幼保小中高の一貫した「学びの改革」を推進すると長野県教育委員会のホームページに掲載されています。

そこでまず、1点目の質問です。県は、今説明したように、子ども達同士の学び合いに力を入れていく方向性ですが、町のお考えはどうでしょうか、お伺いします。

(ロ) として、子ども支援室について。

坂城町は、子ども支援室ができる前からインクルーシブ教育を実施してきました。インクルーシブ教育とは、子ども達一人一人が多様であることを前提に障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら地域の通常学級で学べることをいいます。つまり、「一人一人丁寧に」と「みんなで一緒に学ぶ」の両方の実現を目指す教育理念であるといえます。

そこで質問です。坂城町のインクルーシブ教育の現状と課題をお伺いします。

2点目は、幼少期に支援が必要な子どもがいた場合、寄り添って理解すること、受け入れてあげること、なおかつ対処できることがあれば一つずつ対処していくことが、改善をサポートしていく上で重要ポイントだと考えます。そして、できることならば家族も含め、継続的に見守る仕組みができれば、今以上にすばらしいサポートになるかと思います。縦の関係を幼保小中高だとすれば、横の関係は教育委員会、保健センター、教育文化課、福祉健康課、社会福祉協議会などだと思います。この縦と横の関係が非常に大切で、より強固な連携をつくっていかねばなりません。

そこで質問です。ゼロ歳から18歳までの支援が必要な人に対し、どう継続していきますか。次に、(ハ)として、生涯スポーツ推進について。

一般社団法人日本老年医学会、日本老年学会、一般社団法人日本サルコペニア・フレイル学会、一般社団法人スマートウエルネスコミュニティ協議会が連携し、今年から2月1日を「フレイルの日」に設定しました。フレイルとは、健康な状態と要介護の状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指します。

平成8年に、筑波大学と茨城県大洋村（現銚田市）の共同による「寝たきり予防と医療費削減を可能とした地域の健康づくり」というプロジェクトの中心人物の一人、筑波大学教授で株式会社つくばウエルネスリサーチ代表取締役の久野先生のお話を聞いたことがあります。

その久野先生と一部首長が中心となり立ち上げた、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデル「スマートウエルネスシティ」という組織があります。その組織が掲げる、これからの健康社会のキーワードは、ヘルス・リテラシーとソーシャル・キャピタルの向上だということです。

まず、健康づくりの向上に欠かせないものはヘルス・リテラシーで、ヘルス・リテラシーとは、健康や医療に関する情報を入手、理解、評価、活用するための能力をいい、実は日本人はこの能力が低いといわれています。

ソーシャル・キャピタルとは、社会において人々が活発に協調的な行動をすることによって、社会の効率性を高めるという考え方です。例えば、町内会単位で比較したところ、積極的に外に出て人と触れ合っている人が多い地域に住んでいる人ほど健康度も高いというデータが、筑波大学の研究で示されています。健康づくりのためには、コミュニティづくりも合わせて推進していくことが重要であるとのこと。この2つのキーワードは、これからの坂城町の町民の健康と医療費削減の重要ポイントになるかと思います。

そこで、1つ目の質問です。坂城町のスポーツ行事への町民参加推移はどうなっていますか。

2点目として、坂城町には幅広く町民の健康をサポートし、運動会、元旦マラソン等を陰ながら支え、非常に頑張らせていただいているスポーツ推進委員のメンバーの方々がいっぱいます。「さかきのびのび体操」等の作成もしていただきました。スポーツ推進委員以外の方でも、町民の方の健康増進のため、ご尽力いただいている方々も数多くいらっしゃいます。医療費削減効果もある生涯スポーツをこのようなすばらしい人たちががちりタッグを組むことで、今以上に生涯スポーツが推進されていくかと思います。そこで2点目の質問として、スポーツを推進していく上での現状と課題は何でしょうか。

3点目として、若者が楽しめる施設を。数年前、先輩議員が一般質問をされていますが、過去の議会報告会で、坂城町は働く場所はあるが、若者が集まって遊ぶ場所がないとのことでした。当時は東京オリンピックに新種目として、スケートボード、ボルダリング、BMXなどが採用さ

れ、若者に急上昇のスポーツとなりました。

現在、このようなスポーツができる場所を探してみますと、台風19号の被害を受けて今は閉鎖中ですが、千曲市戸倉の河川敷に戸倉スケートボードパーク、上田市にはスケートボード、ローラースケートなどが楽しめる上田城址公園やぐら下多目的広場があり、いずれも無料で楽しめる屋外施設です。その他、千曲市のクライミング・ノボリバ、長野市のクライミングセンターアートウォール、佐久市の佐久平ロッククライミングセンター、小布施町の浄光寺スラックライパーク、台風19号の避難所となり、被災地の子ども達の遊び場にもなった長野市北部スポーツ・レクリエーションパーク内のアクションスポーツ広場などがあります。

昨年10月には、政治や社会情勢などを扱うアメリカ合衆国週刊誌のニューズウィーク日本版の中でスケートボードがアメリカのオハイオ州でADHD、注意欠陥・多動性障害の子どもに治療効果があったとの報告もあります。そこで質問です。坂城町にも若者が集い、楽しめるスポーツ施設はできないでしょうか。

以上、3点お伺いします。

教育長（清水君） 2、教育について、（イ）学びの改革についてお答えします。

長野県教育委員会が示す、平成31年度長野県教育委員会基本方針は、第3次長野県教育振興計画に基づき、県教育委員会が取り組む主要な施策について示されています。

これからの社会を担う子ども達は、自ら未来を切り拓き、新たな社会を創造する力を培っていくことが重要とし、子ども達の「学び」を主体的・能動的に仲間たちとともに答えを導き出す「学び」に転換する必要があるとし、この「学び」転換を「学びの改革」として位置付け、市町村教育委員会や教育現場、教育に関わる全ての関係者と共通の理解を深め、連携し、県民の皆様の期待に応えるよう、幼保小中高の一貫した「学びの改革」の推進をしています。

第3次長野県教育振興基本計画の基本理念は、「学びの力で未来を切り拓き、夢を実現する人づくり」とされており、以下3つの基本目標、5つの重点施策、7つの施策により構成されています。

その中で、5つの重点施策における坂城町の取り組みといたしましては、1つ目、「信州に根ざし、世界に通じる人材の育成」での「海外で学びの推進・世界につながる力の育成」として、坂城町の次代を担う子ども達が豊かな国際感覚を養うとともに、国際社会に生きる心豊かな人間の育成を図ることを目的とし、町内小学校と中国上海市実験小学校との交流事業、今年度は中止になりましたが、中学生のアメリカへの海外派遣事業などを行っております。

2つ目、「地域とともに学びを深める取組の推進」では、坂城町でも信州型コミュニティスクール促進事業を採り入れ、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するため、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学習支援や教育環境の整備などの教育活動の支援を行っております。

3つ目、「健やかな体の育成」では、安全・安心な学校給食及び食育の推進ということで、平成22年3月に、施設見学や食育研修のための機能も備えた食育・学校給食センターを新設し、地域の食育推進を図っているところでございます。

4つ目、「教育環境の整備」では、平成30年度から、長野県の特徴ある学校づくり事業を活用し、坂城小学校にICT教育に詳しい教員を配置し、公開授業や学校職員会で構成する坂城町ICT活用委員会等を通じて、町のICT教育の実施内容等について検討し、来年度から必修科目となるプログラミング教育を1年先行し、今年度より実施しているところでございます。

5つ目、「すべての子どもたちが良質で多様な学びを享受」での「インクルーシブな社会の実現に向けての取組み」などがございます。坂城町においては、平成25年度より教育コーディネーターを、27年度からは臨床発達心理士の資格を持つ、教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、地域にしながら、子どもだけでなく、保護者までを対象とする専門的視点でのカウンセリングを受けられるようにするなど、早期段階から継続した教育相談と切れ目のない支援について取り組んでおります。

「困難や悩みを抱える子どもへの支援」については、児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒や教職員、保護者の悩みを早期に発見し、適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラーを町のコーディネーター等に加え、県事業により配置し、学校内における相談体制の充実を図っております。

ご指摘のとおり、今までの人類が体験したことのないスピードで社会が変化しており、予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身的に対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を創り出していくことが重要であると言われております。

したがって、その未来に向かう子ども達の教育は、解き方が決まった一律の問題を効率的に解くということだけでなく、自ら課題を見つけ、その解決を目指し、他者と協働しながら解決の方法を考え、答えを導き出すといった、長野県教育委員会が示している「学び」の転換は大変重要であると考えております。

新学習指導要領においても、主体的・対話的で深い学びの実現を重点として位置づけております。この「学び合い」は今までとは違った新しいものではなく、これまでも長野県の学習課程実践の中には、ペア学習、グループ討議などの学び合いの視点が存在しておりました。したがって、坂城町におきましても、これまでのそのような授業研究の成果を大切にしつつ、子どもの実態に沿った幼保小中高の一貫した「学びの改革」を推進してまいりたいと考えております。

子ども支援室長（鳴海さん） 2、教育について、（ロ）子ども支援室についてお答えします。

子ども支援室につきましては、子育てに係る中心的な役割を担うものとして、幼児期から小中学校卒業までスムーズな連携を図るとともに、インクルーシブ教育を含めたきめ細やかな支援を

継続的に行えるよう、平成30年4月に、福祉健康課所管でありました子育て支援センターと保育園関係を、教育委員会に移管して設置がなされました。

インクルーシブ教育は、人間の多様性を尊重し、障がい者が精神的・身体的な能力を可能な限り発達させ、自由に社会参加することを可能にするとの目的のもと、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みであり、生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが求められています。

町では、インクルーシブ教育の実現にあたって、誰もが同じ場で学ぶことができたり、個人の教育的ニーズに合った指導が提供できるなど、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えております。

町のインクルーシブ教育の仕組み（体制）とその現状といたしましては、平成25年度より教育コーディネーターを、27年度からは臨床発達心理士の資格を持つ教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、幼稚園・保育園の巡回訪問と、小中学生から、その保護者までを対象にカウンセリング等相談業務を実施しております。

そして、子どもの就学にあたっては、医師や臨床心理士・教職員・児童福祉関係者などに委員として参加していただき、教育支援委員会を設置し、各分野の専門的な見地からのご意見や、学校や地域の実情を踏まえた総合的な観点から、一人一人に合った就学についての判断を行っております。

これまでの取り組みの中で、支援を必要とする子どもに地域の学校で学べるよう看護師の配置を行ったり、学校環境の整備なども行うなどの対応をしてきたところでございます。このように教育支援委員会で協議いたします就学先につきましては、障がいの状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制など、保護者の意向を尊重しつつ、本人の教育を第一に考え、支援できるよう努めております。

また、就学時に決定した学びの場は、児童生徒の発達の程度や適応状況を見ながら柔軟に就学先を見直すなど、子どもの状態に合わせた支援を継続的に行っているところです。

町の課題といたしますと、対象となる子どもの増加により、園児や児童生徒の観察のほか、発達検査などを行う臨床心理士や作業療法士などの専門的知識や資格を有する者の確保が難しくなっていることが挙げられます。

今後、町のインクルーシブ教育といたしましては、課題である人材確保に努めながら、早期段階からの教育・就学相談と本人や保護者に十分な情報提供を行い、個々の発達段階を考慮した継続支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、0歳から18歳までの支援が必要な人に対してどう継続していくかという質問についてでございますが、まず出生から3歳までの必要な支援につきましては、保健センターの保健師が、乳幼児健診時の際に子どもの発達状況と保護者の健康状態を確認しております。育児で悩み

を抱えていたり、精神的に不安定な保護者に対しては個別相談に応じています。

また、子育てに関する総合相談窓口でもあります子育て支援センターでは、未就学児とその保護者が来館し、情報交換の場としての利用や、子ども同士の遊びから保護者相互の交流がなされています。保護者から寄せられる様々な相談につきましては、支援センターの家庭児童相談員、臨床心理士や保育士が相談にあたり、まずはその方のお話をよくお聞きし、必要とする支援につなげられるよう努めております。

今後も子育て支援センターを中心に、子どもの出生から発育・健康に関しては保健センターが、医療や受給に関しては福祉健康課、子どもの就園・就学に関しましては教育委員会、そして生活支援・地域の見守りとしての社会福祉協議会といった関係機関が連携し、横のつながりも大切にしつつ、子どもの成長段階に合わせた継続的な支援に取り組んでまいります。

教育文化課長（堀内君） 2、教育について、（ハ）生涯スポーツ推進についてお答えいたします。

まず、ご質問のスポーツ行事への町民の参加の推移でございますが、毎年5月には、広く町民がスポーツに親しみ、お互いの親睦と融和を深めることを目的に春のスポーツ大会を開催し、町民の健康づくりと明るく住みよい地域コミュニティづくりを進めております。

大会では、男性がソフトボールの部、女性がビーチボールバレーの部に、それぞれ分館単位で参加していただいております。参加者数の推移でございますが、平成29年度が596名（ソフト403名・ビーチ193名）、30年度が600名（ソフト400名・ビーチ200名）、そして令和元年度が564名（ソフト368名・ビーチ196名）とほぼ横ばいとなっております。

10月の第1日曜日には、町民誰もがスポーツを通じて、自らの健康と体力の維持に関心を持つ機会とするとともに、お互いの理解と親睦を図り、住みよい地域コミュニティづくりを進めることを目的に町民運動会を開催しており、毎年、各分館から約1,500名の方の参加をいただいております。

昨年の運動会は、東京オリンピックのプレイベントとして位置付ける中で、種目の一つに「トーチリレー2019希望のセイカをつないで」を加え、実施いたしましたところでございます。

1月には、年の初めにマラソンを行うことで、スポーツの普及と振興を図り、もって住民の心身の健全な発達と体力向上に寄与することを目的として、元旦マラソン大会を開催しています。参加数の推移ですが、平成29年度が466名、30年度が484名、令和元年度514名と年々増加傾向にあり、町外の方の参加も増えている状況でございます。

また、今年度は新型コロナウイルスの影響で中止といたしましたが、2月には誰でも気軽に行えるスマイルボウリングにより、地域住民相互の親睦と世代間（老若男女を問わず）の交流を深め、冬場の運動不足やストレスの解消を目的として、分館対抗球技大会スマイルボウリング競技を開催しております。参加数の推移は、平成29年度が520名、30年度が490名、令和元年度は中止となりましたが、520名の参加を予定しており、ほぼ横ばいの状況となっております。

ます。

これらのスポーツ行事につきましては、町民の健康づくりと明るく住みよい地域コミュニティづくりに資するよう、今後も引き続き多くの方に参加いただけるよう取り組んでまいります。

次に、スポーツを推進していく上での現状と課題はでございます。

先ほどお答えいたしました町主催のスポーツ行事等では、スポーツ推進委員の皆さんにご協力をいただき、多くの運営に携わっていただいております。このスポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進委員設置規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技指導等を行っていただいております。

現在、スポーツ推進委員は10名おり、町が主催する各種スポーツ大会の企画運営のほか「楽しく脳トレ」や「誰でもスポーツ」などを通じ、町民の健康増進のための実技指導等を行っていただき、町のスポーツ活動を支えていただいております。少子高齢化の加速やライフスタイルの多様化、昨今の社会情勢の変化は、町の生涯スポーツ振興のため、各種講座の企画運営を行っていく上で、指導者の確保が年々難しくなっており、喫緊の課題といえます。

こうした課題を解決するため、スポーツ推進委員さんにも積極的なご意見等をいただきながら、指導者としても活躍をいただき、今後も引き続き、ともに魅力ある生涯スポーツの振興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、若者が楽しめる施設をでございますが、以前にも若者が交流できる施設の整備ということで、ボルダリングやスラックライン、スケートボードやミニバスケットができる施設をとのご質問をいただいております。

このようなスポーツが現在、若者の間で人気を得ており、特にボルダリングやスケートボードなどは東京オリンピックに正式採用され、注目を集めたことから人気急上昇中のスポーツとなっております。そういったことから、これらのスポーツができる施設が近隣にあることは承知しておりますが、当町におきましては整備されていない状況でございます。

今後、競技の安全性にも配慮をし、誰でもスポーツ参加者、成人式実行委員さんをはじめとする若者やスポーツ推進委員さんなど、様々な方からのご意見をお聞きする中で、若者が集い、楽しめるスポーツ施設について引き続き研究してまいりたいと考えております。

4番（柘津さん） ただいま教育長、担当課よりご答弁いただきました。

(イ)の学びの改革についてですが、私は、現状と、あるべき姿の差を埋めるのが政策だと思っています。現状の子ども達は、保護者は、地域は、園と学校の教職員は、町と教育委員会はなど、それぞれの立場でしっかり考え、目指すべきところはどこなのか、何をするためにやるのかを明確化し、目的と手段を取り違えず、一丸となって坂城の子は坂城で育てていきたいと思っております。

これからの社会に必要な「4C教育」というものがあります。コミュニケーション—様々な人

と意思疎通ができる。コラボレーション協力し合うことができる。クリティカルシンキング—与えられた答えだけに頼らず、あらゆる問題を自分の力で分析したり解決できる。クリエイティブ—創造力を発揮できる。ぜひこの4つを大切に、未来を生き抜くスキルを身につけてほしいと思います。

(ロ) の子ども支援室につきましては、先日の町長招集挨拶でもありましたが、子育て支援アプリなどを新たに導入するなど、数多くの支援を実施していただけるかと思います。

アフリカに、子どもを1人育てるのに村が一つ必要だという言葉があるそうです。かつて子どもは地域で育てるもの、大人たちがみんなでかわいがったり、叱ったり、面倒を見ていたものでした。

しかし、核家族化が進み、子育ては夫婦2人のものになり、特にお母さんの負担が大きくなりました。お母さんは孤独だと思います。お父さんも孤独だとは思いますが、子育ての悩みについては子どもと接する時間が圧倒的に多いお母さんは大変なことでしょう。お母さんがにこにこ笑顔ならば、子どもは安心します。子ども達の幸せは、親の幸せから始まります。ぜひ親業も含め、孤独にしないためのフォローをしっかりできる体制があればよいかと思います。

(ハ) の生涯スポーツ推進につきましては、2016年に「スポーツ弱者を世界からなくす」をビジョンに「世界ゆるスポーツ協会」という協会が立ち上がりました。

ゆるスポーツとは、年齢、性別、運動神経に関わらず、誰もが楽しめる新スポーツ。超高齢社会でスポーツ弱者の多い日本だからこそ生み出せるみんなのスポーツ。勝ったらうれしい、負けても楽しい。多様な楽しみ方が用意されているスポーツ。足が遅くてもいい。背が低くてもいい。障がいがあっても大丈夫。あなたのスポーツが必ず見つかりますをコンセプトに、スポーツクリエイターの方々が立ち上げたすばらしい協会です。

その協会の一つのプロジェクトとして、ご当地ゆるスポでは、地域の特色や文化を丁寧に掘り起こし、ご当地ならではのゆるスポーツをみんなで作り上げ、地域の皆さんが楽しく体を動かせる、町おこしとして地元が盛り上がっていく、伝統的な魅力エリアを飛び越えて発信されていく。そんな夢をゆるスポーツの力でサポートするプロジェクトもあるようです。

このような協会があることをお知らせしながら、ぜひいろいろな視点から町民の健康増進と医療費削減、そして人生100年時代を笑顔で元気に生き抜ける町になるよう、ともに頑張りたいと思います。

これで、私の一般質問は終わります。

議長（西沢さん） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時17分～再開 午後 2時27分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

日程第2「議案第3号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」、以下14件の議案については、全て去る3月2日の会議において提案理由の説明を終えてあります。

◎日程第2「議案第3号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第4号 坂城町固定資産税評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第5号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第6号 坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第7号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第8号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） 放課後児童育成研修、これは放課後児童支援員認定研修ということですが、これはどんな研修をどれぐらいの期間、いつごろ、どこで開催するのかお聞きします。

それと今回の改正で例えば、4月にこの放課後児童健全育成事業に従事する職員がいたとして、そうすると、この条例第10条3項の各号で例えば保育士の資格があります。あるいは社会福祉士の資格はあるけれど、まだ研修を受けていないと、4月時点です。入る予定はあるんだけど、入っていない。これから4月以降に入って速やかにこれから当該研修を受けて、それを修了する予定であると。その人たちは4月に入った時点で、支援員としての位置付けで働けるのかどうか。4月からまだ受ける前であるけれども、4月から支援員として資格というか、その身分で働けるのかどうか。その2点お願いします。

子ども支援室長（鳴海さん） ただいまご質問をいただきました、認定研修についてでございます。

まず、1点目といたしまして、どんな研修かということでございますが、この研修は都道府県知事が行う研修に加えて、指定都市の長が行う研修とされております。

内容といたしますと、子どもを理解する基礎知識ですとか、支援員として求められる役割・機能等の強化がその内容となっております。

続いて、2点目の研修の期間でございますが、こちらは4日間となっております。いつ頃かということですが、県内においては例年10月から12月にかけてこの研修が行われております。

次に、会場はどちらかということですが、県内では千曲市、松本市、伊那市の3会場で研修会が行われております。

それから、今回の認定研修の受講前に支援員として勤務ができるのかということでございますけれども、この職に当たっていただく職員につきましては、議員さんからもありましたように、第10条の3項の各号に該当するということが、もう既に資格などを有されているということから、4月に就任した先生、支援員の方につきましては速やかにその後研修を受け、修了することを予定している者は勤務ができるということとなっております。

4月から就任して、速やかにこの研修を修了することを予定している者は、勤務できるということとしております。

12番（塩野入君） そうすると、その10月に受けるまでは無資格で支援員として働くと、こういうふうに理解していいんでしょうか。その辺をお聞きします。

それから、条例のこの第5条第5項の中で、放課後児童育成事業所は、これは今、坂城は児童館です。児童館の管理者は、これは教育委員会です。それじゃあ、その放課後児童健全育成事業の事業者は、これは教育委員会ということでもいいんでしょうかね。そうだとすると、児童館の開館時間は8時半から6時半と定められています。ただ、そこで教育委員会が認めれば変更できるとあるので、この前、一般質問で児童館は30分早めて8時からということになっていますが、それはこのただし書きの適用というふうに理解していいんでしょうかね。それが2つ目。

もう一つ。児童館長は教育委員会が任命します。館長は職務を掌り、所属職員を指揮監督するなどの任務があるわけです。それとあわせて放課後児童健全育成事業というのは、この館長は、館長とこの事業と、どのように関わっているのか。要は、放課後児童支援員の館長は役割を持って、それも持って両方やっているのか、その関わりです。館長の仕事はありますよ、それでこちらの指導員のほうは一緒に多分やっていると思うんですが、その辺の関わりはどうなんですか。それをお聞きします。

子ども支援室長（鳴海さん） 先ほどいただきました研修受講前に支援員として勤務ができるのかというご質問についてでございますけれども、勤務についていただく先生方におかれましては、

第10条の3項の各号に該当する資格をもう既に有されているというところと、また4月にその先生方が切りかえになるタイミングというものがございますので、就任した後その時点では研修は受けていないんですけれども、就任後は速やかに研修を修了する者を予定しているということで、こちらについては4月時点では研修を受けていない支援員の先生方についても勤務ができるとするものでございます。

続きまして、先ほどの放課後児童健全育成事業者は教育委員会となるのかというご質問についてでございますが、この健全育成事業を行う者は市町村とされております。この市町村につきましては町でございますが、町では教育委員会が主管として、この児童館、健全育成事業の運営をしているというところでございます。

また、児童館の館長の役割についてでございますけれども、館長は教育委員会で任命をしております。町内の3つの児童館におきましては、来館する18歳未満の児童を含め、館長が館全体の運営にあたって任務を行っているという状況でございます。これとは別に放課後児童健全育成事業に関しましては、館長も支援員として児童の適正な指導と支援にあたるということになってございます。

12番（塩野入君） できるのはいいんです。資格がどうなのかということをお聞きしているわけですが、資格がまだ予定だけでも、その資格が遡及して4月の時点でその資格というものは保証されるのかどうか、その辺をお聞きしている。できる、できないではなくて。それはできるのはいいんですよ。

それから、大体、支援員を構成するのは、おおむね40人以下というふうになっています。その中で、この条例の14条の第1項の5号に利用定員というのが記載されています。その利用定員は何人でしょうか。

それから、現在の登録者数、3館まとめていいから、どのくらいでしょうか。それで、その中で新型コロナで入館した人というか、登録した人、その人は何名でしょうか、それをお聞きします。いいでしょうか。全体で何人登録しているか、3館全体で登録児童は何人いるか。そのほかに、このコロナで入館した人は何人いらっしゃいますかということです。特に聞きたいのは、コロナでどのくらい入っているかということです。

それから、最後ですが、その占用区画、面積、児童1人当たり1.65以上と、こういうふうになっていますが、現在さっきのお話の中では、児童の数は3館合計で大体40人前後ということで3分の1程度だろうと、こういうこととあります。それで、なおかつ新型コロナ対策でできるだけ間を、間隔を広げたりするなど、その対策を講じているということとありますので、かなりそれぞれのスペースが広いと思うんです。その占用区画の面積です。これは今の状況で言うと、1人当たりの占用区画の面積はどのくらいになるでしょうか。

以上。

議長（西沢さん） 議案審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時40分～再開 午後 2時47分）

議長（西沢さん） 休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

教育文化課長（堀内君） 児童館の支援員の研修につきまして、こちらの資格につきましては、勤務する資格を有するといったものでございます。支援の単位ごとに2人以上の支援員が必要になりますが、1名は補助員といったことが認められております。その補助員が研修を受けた暁には、支援員として勤務いただくような形を考えております。

また、児童館登録人数でございます。令和元年5月1日現在でございますが、3館合計で139名となっております。そして、今回の新型コロナウイルスの関係の緊急対応で利用されている児童の人数は33名となっております。おおむね3分の1といったことでございます。そういった中で、通常1人当たりの占用区画の面積といたしますと、1人当たり1.65平米といった基準がございますが、今回の新型コロナウイルス33名の利用者、こちらで割りますと、平均して12.6平米と10倍近い空間が確保できるような状況となっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第9号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 2点についてお尋ねいたします。

この国民健康保険の保険者、これは低所得者が加入されているということでよく言われておりますけれども、この加入者に対する100万円未満の世帯数というのは、何人で何パーセントでしょうか。

次にもう1点は、今度これは税率が変わるという条例でございますので、総計で何パーセントの税率変更になるのか。この2点についてお尋ねします。

福祉健康課長（伊達君） 国民健康保険加入の状況ということで100万円未満の方ということでありますけれども、世帯数でお答えさせていただきますと、100万円未満、現在1,955世帯のうち944世帯ということで、全体の48.3%という状況でございます。

それと今回の改定に当たっての改定率ということでございますけれども、全体で申し上げますと1.76%の増ということでございます。

議長（西沢さん） よろしいですか。

14番（大森君） はい。結構です。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

14番（大森君）（……………
……………
……………
……………
……………
……………
……………）

「質疑終結、討論終結（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第9「議案第10号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

7番（栗田君） ちょっとお伺いしたいんですけども、第13条第1項で、この中に未納の家賃というのを賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行に改めるということですので、これだと家賃滞納以外の何らかの債務不履行も全部含まれるようになると思いますので、これっていうのは拡張するという意図がおありなのかどうか。そこを1点、聞きたいところ。

それから、その後が続いて13条に敷金の規定があるわけですけども、その敷金の規定を見ると私が今問題にしている13条第1項、その後が続いて敷金をその債務の弁済に充てることができるというのが町のほうはできるわけですけども、債務者のほう、借りていて今度明け渡すようにと明け渡しの要件が、39条で3カ月以上の滞納ということになっています。

それについて、その債務の不履行の弁済に充てることを敷金をもって、それを債務者のほうからは請求できないという条件がついているわけですけど、これは13条の敷金の性質上こういう文言というのは必要なかどうか。その2点お聞きしたいと思います。

建設課長（宮下君） 賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務不履行、今まで家賃という状況でございますけれども、栗田議員さんのご質問のとおり、家賃プラス退去の際に生ずる修繕等に関わる負担も含まれているということでございます。

また、次の質問の敷金でありますけれども、敷金につきましても今回の民法等の改正等も含めまして、家賃を滞納した場合、敷金をそれに充てることのできるということでございますけれども、そういうことで栗田議員さんのご質問のとおり、この条例の中でその文言と申しますか、その条文は入れることが適正ということで今回の条例改正になっているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第11号 坂城町公民館条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

7番（栗田君） この公民館条例の第4条第1項中に書いてあること、今回「館長及び副館長を各1名置き」と、そして「次に掲げる」というふうになっているという。こういうふうに変更するということは、館長、副館長で、副館長はもう絶対置かなきゃいけないというつもりでこういうふうにかかれるのか。何で今までのでまずいのか。その点ちょっとお聞きしたい。

それから、第3号を第2号として、同条の第2項中「2年」というのを「任用または委嘱された年度の末日まで」というふうに変更ということは、もうこれは2年は全く消されて、1年未満しか認めませんよということになると思うんですけど、それでよろしいわけですかね。

教育文化課長（堀内君） まず1点目につきましては、館長、副館長といったものについては、これまでと今後、改正後も変わらず置くといったことを考えております。

また、2点目の任期につきましては、2年と定めておりました期間を年度の末までといったことで、1年ごとに更新をしていくと、そういった考え方でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第12号 令和2年度坂城町一般会計予算について」

議長（西沢さん） 直ちに総括質疑を行います。質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

10番（朝倉君） 2点、質問をさせていただきます。

昨日もちょっと一般質問で私、申し上げたんですが、歳入の部で法人税の税率、収入の計上が41.2%の減ということになっておりますので、税法の改正等もあったんですが、ちょっとその辺の内容を知りたいです。

議長（西沢さん） ページをお示してください。ページと科目を。

10番（朝倉君） 4ページ、町税ですね。

議長（西沢さん） はい。4ページ。

10番（朝倉君） 20ページ。ふるさと納税寄附金の町から外へ出ている、ふるさと納税寄附金の内容をちょっと知りたいんですが。

以上です。

収納対策推進幹（池上君） 4ページ、法人町民税の今年度の見込みについてお答えをいたします。

町税全体では、前年比マイナス6.9%の減額ということで予算計上をいたしました。その主な要因といたしまして、法人町民税の減少がございまして、法人町民税の見込みは、今後の法人所得の増減を考慮し見込まなければなりません。見込みにあたりましては、上場企業は公表されている資料がございまして、それを参考といたしました。

売り上げが前年より伸びを示しているものの経費が増加したことや、輸出企業では想定為替レートが円高に振れるなどを見込み、法人所得が減少すると見込んでいる企業がございまして、その他の法人については、国において2020年度、法人税は減少を見込んでいます。その法人税が法人町民税の基礎となることから、その減少率を考慮し、見込みを行いました。

また、先ほどお話がありましたように、法人町民税の法人税割の税率が改正となり、その影響も考慮したところでございまして、このような原因により、令和2年度法人町民税の現年課税分の見込みは、前年比マイナス2億3,500万円ということで大きな減少で3億3,500万円の見込みを行いました。

続いて、ふるさと納税のお話をお伺いをいたしました。坂城町民の皆さんが、町外の市町村にふるさと納税の寄附をされた場合ということだと思っておりますけれども、そうしますと坂城町の住民税の寄附控除の対象となり、住民税が減少いたします。

過去3年で申し上げたいと思っておりますけれども、平成28年中に寄附された方、町外に坂城の町民の方が寄附された方は102名、772万3千円、その寄附されたことによって、次年度の平成29年度の町民税で控除された額は337万1千円でございます。

続いて、平成29年に寄附された方は141名、1,309万4千円、次年度の平成30年度、住民税で控除された額は550万7千円、平成30年中に寄附された方は188名、1,506万1千円、次年度の令和元年度、町民税で控除された額は670万円となっております。現在の令和元年度中に寄附された方で、令和2年度の町民税で控除される額につきましては、現在、所得申告の最中であり、6月ごろ判明する予定でございまして、

議長（西沢さん） よろしいですか。

10番（朝倉君） 法人税の関係でございまして、こういう計上をされているんですけど、新型コロナウイルスの影響もあって、ちょっとこれが経済の下振れになるとさらに下がってくると思っておりますが、今の段階でどの程度になるかは予測されますか、できますか。

収納対策推進幹（池上君） 先ほども申し上げましたように、法人町民税につきましては、今後の法人所得の増減を考慮して見込まなければならないということでございまして、当初見込みが12月から1月、2月ということで準備を進めてまいりました。台風災害のこともございまして、また新型コロナウイルスの感染症に対する企業の経営状況についても変化するところは考えられますけれども、現時点でどのような動きになるかというのは申し上げる状況にはございません。

14番（大森君） 5点についてお尋ねいたします。

まず、1点。8ページの地方交付税、款10項1目1ということで、前年度に比べて5千万円の増ということなんですが、それで7億7千万円、これは増額の理由を一応メモはしたんですが、保育の無償化ということの交付というお話だと思うんですが、この点について、それでいいのかどうかということも1点。

それから2番目に、22ページ、款20同和地区住宅新築資金等貸付元利収入ということで、歳入では12万円が計上されております。これで何人の方が今返済されており、残高はどうなっているのかということで、それについてご答弁願いたいと思います。

次に3つ目に、24ページの款20雑収入で項5目6、説明の091水道メーターシステム使用料ということで48万2千円ということで、これの利用者数と効果はどのように上がっているのか。次年度もこれを実施するわけですが、そのことについてお尋ねします。

次に、25ページ、款21の臨時財政対策債、前年度の比較で1千万円が減額になっているわけですが、これについての理由は何でしょうか。

それと……。以上です。その4点です。よろしく申し上げます。

財政係長（長崎さん） 交付税の増額についてのご質問でございますけれども、普通交付税につきまして、令和2年度につきましては、幼児教育・保育の無償化に関わる財政措置とあわせまして、会計年度任用職員制度の導入に伴う、その方の期末手当分につきましても財政措置がされるということで、5千万円の増額計上といたしたところでございます。

あわせまして、25ページの臨時財政対策債についてでございますが、こちらにつきましては、国の総額が3.6%の減額要求となっていることから、1千万円の減額を見込んだところでございます。

企画政策課長（臼井君） 同和地区の住宅新築資金の残高と納入をしている方の人数ということのご質問でございますけれども、まずは今年度末の残高の見込みにつきましては6名の方、9件ございまして、2,651万9,627円という見込みでございます。あと今年度、定期的に納付いただいている方につきましては2名ということでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、水道メーターのシステム使用料についてお答えをいたします。

これにつきましては、水道メーターの見守りシステムの中で、毎朝、水道を使い始めると、元気で水道を使いましたよというお知らせをする、いわゆる元気メールというものと、あと一定時間水道を使っていない、あるいは逆に水道を使いつ放しになっているという状況、これを異変と捉えてお知らせする異変メールという2種類がございます。

そのうち、両方のメールの受信をご希望される方については、月々990円をいただくということになっておりまして、こちらについては20名の方を見込んでございます。また、異変メールのみでいいという方については、月々680円をご負担いただくということで30人を見込んでいます。

効果というお話でございますけれども、今までこれを使って緊急対応を要したという反響はございませんでしたが、お話をお聞きする中では遠くにいても、こういうメールのお知らせをしていただけるということで、大変ありがたいといったようなお話は頂戴しているところでございます。これについては、令和2年度についても実施をしまっているということで考えているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。歳出についてございませんか。

2番（小宮山君） 35ページをお願いします。款2総務費項6企画費、それで説明番号の12001の総合計画策定委託についてお聞きします。

第6次長期総合計画の委託というのと、まち・ひと・しごと入ると思いますが、いずれにしても550万3千円がありますが、この策定はどこに委託をするのか。

それと、どんな内容というか、業務を委託するのか。その2点お伺いします。

企画調整係長（瀬下君） 総合計画の策定委託ということで、委託先でございますけれども、シンクタンクのほうに委託する予定ではおりますけれども、具体的にどこというところは、まだこの時点ではちょっと申し上げられません。

委託の内容でございますけれども、まずは計画に合わせる基礎調査ですとか、それから計画上の構成案、また基本構想、それから計画の策定支援といったところが策定業務という形になります。

また、550万3千円の中には住民アンケートを今実施しておりますけれども、そちらのほうの集計と回収も100万円ほど入っている状況であります。トータルで550万3千円といった形になります。

2番（小宮山君） 1千人にアンケートを実施したとお聞きしてはございますけれども、そのアンケートの内容とか、その発送とか回収とか、そういうのも外部委託をなさって実行されたということですか。

企画調整係長（瀬下君） 内容につきましては、その委託先、専門業者、そちらとこちら側で内容を詰めまして、内容についてはこちらのほうで示した内容を向こうのほうで配布から分析、そういったところを専門業者のほうで賄っていただくという形になります。内容については、町のほうで内容を決めているといった形になります。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

8番（玉川君） 41ページの款2項1目13の消費生活費なんですが、これの消費生活というのが具体的に何かよくわからないんですが、教えてください。

それと、その消費生活費の11031の食糧費とあるんですが、これについても説明をお願いします。

住民環境課長（山崎君） 消費生活一般経費の消費生活ということで、内容ということでございますけれども、この消費生活一般経費につきましては、消費者の立場で賢い生活といいますか、リサイクルあるいはエコといった観点で消費者の立場で、そのような自主的な活動をしていきたいという活動を支援していくものでございまして、例えばこの中で町と消費者の会の共催によりまして消費生活展というものを毎年、文化祭とあわせて開催しておりますけれども、そのような活動を行うものでございます。

食糧費につきましては、これも先ほど申し上げました、消費生活に係る昼食代ということで計上しているものでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

12番（塩野入君） 48ページ、款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費の中の49ページに当たりますけれども、生活困窮者等自立支援事業、これは新規でありまして社協へ委託するようですが、その内容です。どういう事業なのか、お聞きをしたいと思います。

それから続いて、同じ中で50ページであります。18044社会福祉協議会補助金であります。これは一気に今年で1,200万円増加しています。説明の中では、主には介護保険事業の減収が影響するというようなお話を聞いていますが、簡潔でいいですから、その要因がどんなふうになっているのか、お聞きをいたします。

もう一つ、款10教育費項1教育総務費……（「ページは」の声あり）ページは117ページです。款10教育費項1教育総務費目2事務局費の中の011005施設幼稚園の補助の中で、細節18050の施設型給付補助金でありますけれども、これは27年に施行されて、それで今回、制度改正で3択の中から、これを現在の幼稚園のまま施設型給付を受けるんだというところに決めたということでありますが、その選んだ理由といいますか、メリット、デメリットも含めてそれをお聞きをしたいと思います。

それと、これは財政措置としては子ども1人当たりの教育、それから保育に通常要する費用をもとに算定した公定価格を給付するんだと、こういうふうになっているわけです、財政措置の中に。そのあたりの算式、計算式はどんなふうになっているんでしょうか。

以上、お聞きします。

福祉健康課長（伊達君） まず最初に、49ページの一番下段になりますけれども、生活困窮者等自立相談支援事業委託の内容でございます。

この事業につきましては、国の生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱に定めます福祉事務所の未設置町村による相談事業として実施をするもので、社会福祉法人等への委託が認められているということから、町社会福祉協議会への委託を予定しているものでございます。

具体的な内容といたしましては、生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口の設置、また相談に来ることが難しい方に対しては訪問支援など、アウトリーチの対応あるいは達成度や他の機関への適切なつなぎ、また自立相談の責任主体である県との連絡調整、それと相談者の状況の把握と支援のフォローアップといったような内容になってございます。

次に、社会福祉協議会への補助金の増額についてでございます。

社会福祉協議会への補助金につきましては、単に社協の決算収支のみだけではなく、社協の持っている積立金、基金でありますとか、繰越金といった資金残高も勘案して判断をしております。今年度末における資金残高については、基金が8基金ございますけれども、合計で約6,210万円、繰越金が2,940万円、合計9,150万円ほどが見込まれるというところでございますけれども、先ほど議員さんもおっしゃられたように、介護保険事業による収入が一番多いときではこの収支として、介護保険だけで3千万円ほど黒字が出ていたわけですが、現状ではほとんどそれがもう期待できないという状況でございます。

そういった状況の中で、基金等も取り崩してという対応をしているところでもありますけれども、基金については先ほど8基金ということを申し上げましたが、それぞれ用途・目的がございます。その中で、財政調整的な役割として充てられるものについてはかなり目減りをしているということで、この部分だけを切り出してみますと、今年度末で2千万円を割り込む状況であると見込んでいるところがございます。こうした状況を総合的に勘案しまして、財政運営上の観点から、補助金の増額をするということでございます。

なお、補助金の算定にあたりましては、社会福祉協議会は基本的には独立した社会福祉法人でありますので、自主経営の原則の考え方の中で自主財源、可能な範囲で充当をしてもらうということを見込まれる不足分を算定したところがございます。これによりまして、経営を支えつつも、自助努力についてもお願いはしていくということにしたいと考えているところがございます。

子ども支援室長（鳴海さん） ご質問をいただきました、私立幼稚園の補助事業についてご説明いたします。

私立幼稚園につきましては、27年度から制度改正が始まりまして来年度、令和2年度から、幼稚園からの施設型給付の申し出を受けまして、来年度の予算に計上をさせていただいたわけでございます。

メリットといたしますと、幼稚園につきましては、公定価格に基づく財政支援が受けられるという点から経営が安定するということと、配置する職員についての増加ですとか、職員の処遇改善が見込めるといったところがメリットとなっております。

また、デメリットについてというところがございますけれども、町から財政を受けるということになりますと、利用者の申し込みを拒んではならないというような制約を受ける内容がありま

すけれども、こちらについては町の保育園と情報共有をしながら連携を図ってやっていきたいと考えております。

続いて、公定価格についてのご説明、ご質問でございますが、公定価格につきましては今回、施設型給付ということで、こちらは教育保育に通常要する費用として、内閣総理大臣が定める基準によって算定した額となっております。こちらについて、全国统一費用分と県のほうからの地方単独費用分といったものの国、県からの財政支援もあるという内容になっております。

12番（塩野入君） まず、自立支援の相談の関係ですけれども、これは500万円ということですが、それで一元的でやったり、それから訪問したり、つなぎをしたり、いろいろこの予算があると、こういう今説明を受けました。これは何人ぐらい、この500万円という形の中で人数といえますか、その算出です。何人ぐらい、どんな形でこれは算出しているのでしょうか。

それと訪問もありますけれども、その手続です。簡単でいいですから、どんな形で手続、該当者がこれを受けるための手続はどんなふうにするのか。それはうんと簡単でいいですから、言っていただきたいと思います。

それから、福祉の関係、協議会の関係ですが、財調的なもので2千万円弱、それから繰越金で2,943万2千円というふうにあります。そうすると4千万円。大変なことはわかりますけれども、前の28・29・30年度だって大変厳しい状況が見えるんですが、なぜここに来てこの2年度で一気にこう上げたかどうか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、幼稚園のほうですが、この前と大きく変わるところ、どう変わるところがあるのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、市町村が5年の計画を立てる策定をするとなっているんですが、その中身、それと5年ごとにつくり変えていくのかどうか、その辺をお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） まず、自立相談事業についての500万円の内訳と申しますか、根拠でありますけれども、主にはここに携わる職員の人件費ということになるかと思えます。それと、そのほか消耗品類、またアウトリーチをする際の車の燃料費等々を計上してございます。

それと手続というお話ですが、この相談事業については特段相談者については手続を要しないということでありまして。直接ご相談いただいても結構ですし、電話での相談あるいは、ほか例えば民生委員さんですとか近所の方ですとか、そういう方を介しての相談でも、これは構わないということでございます。

それと社会福祉協議会の補助金との関係でありますけれども、なぜこのタイミングなのかという趣旨のご質問かと思えますけれども、先ほども申し上げましたけれども、基本的な考え方として独立した社会福祉法人ということで、自主独立による経営を行っていただくということが重要だと考えています。それについては社会福祉協議会の定款の中でも、自主的に経営基盤の強化を図るという条項がございます。ここ数年の経営状況が厳しいということは私どもも承知をしている

ところでありますけれども、基本的な運営の本質に鑑みまして、町として、先ほども申し上げましたけれども、単なる決算収支だけではなく、積立金、繰越金、これらの残高を勘案する中で今回のタイミングを判断したということでございます。

子ども支援室長（鳴海さん） ご質問をいただきました私立幼稚園についてでございますけれども、移行する前の幼稚園につきましては、無償化の給付事業といたしまして、無償化の上限額1人利用が2万5,700円を超える部分が保護者の負担とされておりました部分が、新制度へ移行すると保育料の負担がなくなるという点が大きな点でございます。

続いて、5年の計画ということでございますけれども、5年に1回、子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、そちらで保育に関する需要に対しての供給の体制がとれるように調整をしているところでございます。

計画につきましては、5年ごとに計画を策定しております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

9番（滝沢君） 1点お願いいたします。

133ページ、款10教育費項4社会教育費の説明の14004施設整備工事370万円計上されておりますが、これは葛尾城登山口の駐車場のトイレということの理解でよろしいでしょうか。そうでありましたら、このトイレの工事内容をお願いいたします。

教育文化課長（堀内君） 133ページの施設設置工事費370万円につきましては、葛尾城跡登山用のトイレといったことを予定しております。内容といたしますと、手洗い付き洋式便器1基、小便器1基を予定してございます。

9番（滝沢君） 今のご説明ですと、特に男女を分けてはいないという理解でいいでしょうか。それがちょっとどうなのかという感じがするんですが。

それと10月に山城サミットがあるので、それに合わせるということの理解でよろしいでしょうか。

教育文化課長（堀内君） こちらのトイレにつきましては男女の別はございませんが、これまで日名沢のゲートボールコート内にありましたトイレを移設するような形で考えておりますが、それぞれ今まではドアがついておりません。そんな状態でありましたので、今回は小便器のほうにも戸をつけて、それぞれ分離した状態のものを計画しております。

また、山城サミット、この10月31日、11月1日に予定されておりますが、それに合わせて整備をしてまいりたいと考えております。

議長（西沢さん） ほかに。

10番（朝倉君） 款6項農林水産……。

議長（西沢さん） ページをお示しくください。

10番（朝倉君） 91ページです。項2林業費12003間伐推進委託費ということで、森林経

営管理区域抽出業務委託ということで410万円を計上しておりますが、この内容について説明してください。

商工農林課長（大井君） 間伐委託のご質問についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、まず財源といたしまして、森林環境剰余税を活用いたしまして、令和元年度から事業を進めておるところであります。本年度において対象森林の抽出図を作成しております。来年度におきましては、対象森林の施業履歴、樹種（木の種類）、それから樹齢、所有者等の調査をいたしまして、そういったものをデータ化をしていく予定でございます。

10番（朝倉君） これをどこへ委託しているのでしょうか。

商工農林課長（大井君） これは予算をお認めいただいてから入札をしまいいたりいと考えております。

議長（西沢さん） 議案審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時40分～再開 午後 3時50分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前に引き続き、歳出についての質疑を行います。

14番（大森君） 歳出、3点お尋ねいたします。

28ページの款2総務費、項1、目1総務一般管理費です。これ職員のいろんな諸手当等も含まれているんですが、新規採用はどうですかということで、この4月から勤務される職員は、予定どおり採用、当初の目的の人数が採用できたのかどうか。そして、一般職、そして技術関係、保健師だとか保育士だとか栄養士だとか、そういうところの内訳をお示ししたいと思えます。

2つ目には、30ページ、款2の総務管理費、項1、目1の説明07004顧問弁護士謝礼33万円。これは、現在あるいは次年度もあれなんです、係争中の事件はあるのか、あるいは係争になりそうな点はあるのかどうか、これについてお尋ねします。

3つ目には、102ページ、款8道路新設改良費、項2、目3、説明010805、道路改良事業、A01号線です。若草橋がこれで供用開始ということになってくるわけですが、こないだ、ここを歩いて上田のほうに向かったんですが、鼠と新地の間に、仮舗装なのか、あるいは本格舗装かちょっとわかりませんが、黒い舗装がやり直してあったんです。これ、どういうことなのかについてご説明願いたいと思えます。

以上です。

総務係長（北村君） まず、ご質問の職員採用の関係でございます。

予算の予算計上上につきましては、新規採用職員が12名で予算見込んでおります。今、採用活動を行ってきておりますが、一般行政職、保育士、栄養士それから土木技士といった職員を採

用する見込みで予算計上させていただきました。

続いて、顧問弁護士の関係ですけれども、今年度、2件について顧問弁護士に相談して、相談させていただいたところです。

建設課長（宮下君） A01号線の新地団地入り口から鼠・ベイシア前交差点にかけての舗装の関係でございますけれども、現在、その区間については下水道工事を行っておりまして、先般、おおむね終了したところでございます。

なお、その間につきましては、本来ですとA01の本線のほうへ下水道管渠工事を行う予定でしたが、本線のほうがNTT管が2本、また中電の埋設管が1本ございまして、舗道のほうへ下水道管を設置する工事となったところでございます。

現在、舗装してあるのは、各住宅からの取り出し管の舗装をしたところでございます。

14番（大森君） 新規採用についてですが、この時点でまだ正確な採用ということにはならないんですか。入所式だ、何といいますかね、開所式、職員の仕事始めといいますか、その時に、出席した人が本格採用になるということになるのかどうか。もう当然、採用通知は出ていると思うんですが、来るまではわからないという判断でいいんですか。いついつやるかということについて、当然、通知はもう出ていると思うんですが、黙ってほかのどこへ行ってしまうというようなこともあって、まだ公表できないということなんですか。その人数が明確になってないということについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、顧問弁護士さん、2件、今相談されているということですが、相手方等について、まあ個人情報いろいろありますので、そこまではお聞きしませんけども、これは、ちょっと私もよくわかりませんが、これ議会へ報告すべき内容というのは、まあこれについてもまた私どものほうで調べなきゃいけないと思うんですが、もしその状況があれば議会へ報告すべき事案だということであるかどうか、このことについてお尋ねします。

それから、3番目の若草、A01号線、下水道で各家庭が引き込んだ後をやっているということなんですが、あの付近が結構、亀の子の背中みたいになってきています。やっぱり、これ、ちょっと早過ぎるんじゃないかなと。A01号線、若草橋が完了して、さて動き出したら、その洞岩沢の前後あたりですかね——が結構、割れていると。いや、これは何か原因があるんじゃないか、施工上の問題があるんじゃないかというふうに私は見たんですが、それについて、問題ありませんということであればいいんですが、その辺の答弁をお願いします。

総務係長（北村君） まず、職員採用の件でございますけれども、採用の人数が固まっているんじゃないかということですが、資格職の方がおりまして、合格が条件となって、それによって合格、採用が決まるといった方もおりますので、現時点では12名で見込んでいるということをお願いしたいと思います。

それと、顧問弁護士の関係ですけれども、議会に報告する案件といいますか、事前にちょっと

でも心配な点について質問・相談したことが本年2件あったというような状況でございます。

建設課長（宮下君） ご質問のとおり、新地から鼠にかけてのA01号線については、非常に傷んでいるという状況でございます。長寿命化計画の中でももう上位のほうに、修繕行うようにということで、今計画をしているところでございます。

いろいろ原因等は、要因、考えられるわけでございますけれども、下水道工事で掘削する中で、上に洞岩沢、また鼠団地とありますけれども、その傾斜等により下層に水がたまる、そういう中で、その凍結によって舗装が傷んできているのではないかと、想定されるところでございます。

いずれにしても、今のA01舗装修繕、坂城方面を行っておりますけれども、あわせて、そちらのほうの舗装修繕につきましても国の交付金申請を行ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号「令和2年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費

の中のスマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

◎日程第12「議案第13号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） よろしいですか。（「はい」「進行」の声あり）

これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第13「議案第14号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第14「議案第15号 令和2年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第15「議案第16号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（西沢さん） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(「進行」の声あり)

議長（西沢さん） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第11、議案第12号から日程第15、議案第16号までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から3月18日までの7日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、明日12日から3月18日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月19日、午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時05分)